出席議員(18名)

1番	平 間	奈緒美	君	2番	佐々木	裕	子	君
3番	佐久間	光洋	君	4番	髙 橋	たし	八子	君
5番	安 部	俊 三	君	6番	佐々木	:	守	君
7番	広 沢	真	君	8番	有 賀	光	子	君
9番	水 戸	義 裕	君	10番	森	淑	子	君
11番	大 坂	三 男	君	12番	舟 山		彰	君
13番	佐 藤	輝雄	君	14番	星	吉	郎	君
15番	加藤	克明	君	16番	大 滔	惇	義	君
17番	白 内	恵美子	君	18番	我 妻	弘	国	君

欠席議員 (なし)

説明のため出席した者

町 長 部 局

町	長	滝	口		茂	君
副町	長	平	間	春	雄	君
会 計 管 理	者	小	林		功	君
総 務 課	長	村	上	正	広	君
まちづくり政策課	長	大	場	勝	郎	君
財 政 課	長	水	戸	敏	見	君
税 務 課	長	永	井		裕	君
町民環境課	長	吾	妻	良	信	君
健康推進課	長	大	宮	正	博	君
福 祉 課	長	平	間	忠	_	君
子ども家庭課	長	笠	松	洋	$\vec{-}$	君
農 政 課 長 農業委員会事務局	併 B長	加	藤	嘉	昭	君

商工観光課長 菅 野 敏 明 君 都市建設課長 大久保 政 一 君 上下水道課長 加藤克之 君 槻木事務所長 高 橋 礼 子 君 危機管理監 佐 藤 男 君 富 地域再生対策監 長谷川 敏 君 税収納対策監 武 山 昭 彦 君 公共施設管理監 君 小 野 宏 一

教育委員会部局

 教育長
 阿部次男君

 教育総務課長
 小池洋一君

 生涯学習課長
 丹野信夫君

事務局職員出席者

 議会事務局長
 松崎
 守

 主
 査
 伊藤純子

 主
 査
 太田健博

議事日程(第4号)

平成22年12月16日(木曜日) 午前9時30分 開 議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議案第 1号 町道路線の変更について
- 第 3 議案第 2号 町道路線の認定について
- 第 4 議案第 3号 柴田町まちづくり推進センター条例
- 第 5 議案第 4号 柴田町特色のある教育活動支援基金条例
- 第 6 議案第 5号 柴田町観光施設条例
- 第 7 議案第 6号 平成22年度柴田町一般会計補正予算
- 第 8 議案第 7号 平成22年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算
- 第 9 議案第 8号 平成22年度柴田町老人保健特別会計補正予算
- 第10 議案第 9号 平成22年度柴田町公共下水道事業特別会計補正予算

- 第11 議案第10号 平成22年度柴田町介護保険特別会計補正予算
- 第12 議案第11号 平成22年度柴田町後期高齢者医療特別会計補正予算
- 第13 議案第12号 平成22年度柴田町水道事業会計補正予算
- 第14 意見書案第1号 TPP交渉への慎重な対応を求める意見書
- 第15 請願第 1号 TPP交渉参加阻止に関する請願
- 第16 陳情第 1号 緊急的な米需給調整対策に関する陳情
 - 陳情第 2号 中小企業予算の拡充を図り、最低賃金の時間額1000円の早期実現を求める国に対する意見書採択を求める陳情
- 第17 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前9時30分 開 議

○議長(我妻弘国君) おはようございます。

ただいまの出席議員数は18名であります。定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。

ただちに本日の会議を開きます。

なお、議案等の説明のため、地方自治法第121条の規定により、説明員として町長以下、関係 所管課長等の出席を求めております。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりであります。

日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(我妻弘国君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長において17番白内恵美子さん、1番平間奈緒美さんを指名いたします。

日程第2 議案第1号 町道路線の変更について

○議長(我妻弘国君) 日程第2、議案第1号町道路線の変更についてを議題といたします。 町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長(滝口 茂君) ただいま議題となりました議案第1号町道路線の変更についての提案 理由を申し上げます。

今回の町道路線の変更は、船岡東3丁目に位置します船岡東13号線の路線終点を延長し、 東側の船岡東42号線との接続を行うものであります。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますよう お願いいたします。

- ○議長(我妻弘国君) 補足説明を求めます。都市建設課長。
- ○都市建設課長(大久保政一君) それでは、1ページになります。

議案第1号町道路線の変更についてであります。

道路法第10条第3項の規定に基づき、町道の路線を次のように変更することをお願いする ものであります。 路線名については、船岡東13号線であります。

第4回定例会の議案第1号の関係資料ということでお配りしておりますので、ごらんいただきたいと思います。一番左側になります。変更であります。

路線名、船岡東13号線。

起点は船岡東3丁目332-8地先ということで、これについては変わりありません。

終点ですが、同じく112-2地先ということで、これまで120.6メートル、認定しておりましたが、今回、生活道路として利用しているということで船岡東42号線まで31.1メートル延伸しまして、変更をお願いするものであります。

以上でございます。どうぞよろしくお願いします。

- 〇議長(我妻弘国君) **これより質疑に入ります。**質疑ありませんか。1番平間奈緒美さん。
- ○1番(平間奈緒美君) おはようございます。

今回、町道変更ということなんですけれども、町道変更についてちょっとお聞きしたいんですけれども、幅員が今度新しくなる、延長することによって幅員が2.6メートルからということになるんですけれども、この2.6メートル、町道になることによって町としてはどのように整備をしていくか、その点についてお聞きします。

- 〇議長(我妻弘国君) 答弁を求めます。都市建設課長。
- ○都市建設課長(大久保政一君) 今回、認定する31.1メートルについては、両サイドブロックが積まれていまして、正しく2.6メートル、通常であれば建築関係で4メートル以上は当然確保しなければいけないんですけれども、現在のところは砂利道ということもありまして、2.6でとりあえず第一弾として認定をしておきたいと、このように思います。

それから、砂利道ですので、当然ならしてくださいとはなしが出ますので、それについては当然、車両センターの方でその都度補修といいますか、そういう形で管理をしていきたいと、このように思います。

○議長(我妻弘国君) 再質問ございますか。
ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(我妻弘国君) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(我妻弘国君) 討論なしと認めます。

これより議案第1号、町道路線の変更についての採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(我妻弘国君) 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第2号 町道路線の認定について

○議長(我妻弘国君) 日程第3、議案第2号町道路線の認定についてを議題といたします。 町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長(滝口 茂君) ただいま議題となりました議案第2号町道路線の認定についての提案 理由を申し上げます。

今回は、4路線の認定をお願いするものであります。

入間田小豆岡地内の入間田50号線と槻木台前地内の槻木189号線の2路線は既に舗装されており、公道からの格上げとなります。

四日市場道下地内の四日市場北15号線は、富沢16号線と上川名 4 号線を結ぶ槻木五間堀左 岸堤防敷の路線であります。車両等の通行量も多く、今回、町道として認定を行うものでご ざいます。

中名生23号線は、中名生登夫地区から角田市神次郎地区へ通じる路線であり、このたび、 角田市との協議が整いましたので町道として認定するものであります。

詳細につきましては担当課長が説明しますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

- 〇議長(我妻弘国君) 補足説明を求めます。都市建設課長。
- ○都市建設課長(大久保政一君) それでは、3ページになります。

議案第2号町道路線の認定について。

道路法第8条第2項の規定に基づき、町道の路線を次のように認定することをお願いする ものであります。

路線名につきましては、4路線でございます。

それでは、先ほどの関係資料をごらんいただきたいと思います。真ん中になります。

入間田50号線であります。大字入間田字小豆岡67-1地先から同じく109-1地先まで 150.2メートルであります。幅員については2.4から3.8メートルになっております。生活道路 として使用しておりますので、今回、公道からの格上げとなります。

それから、右側になります。

路線名は四日市場北15号線。大字四日市場字道下50-1から同じく10-1まで550メートルあります。幅員については2.7メートルから3.7メートルであります。

槻木五間堀左岸堤防敷であります。これにつきましては、先ほど町長が述べましたとおり、富沢16号線と上川名4号線連絡道、その先には四日市場北11号線ということで、交通量が多いことから、今回、町道として認定を行うものであります。

次のページ、次の資料をお願いします。

左側になります。槻木189号線であります。大字槻木字台前58地先から同じく57地先であります。延長につきましては48.2メートル、幅員は3メートルから3.6メートルであります。これにつきましても、生活道路として利用している路線でありまして、今回、公道からの格上げを行うものであります。

右側になります。路線名は中名生23号線であります。大字中名生字登夫236地先から同じく 231地先まで。延長については139.5メートルであります。幅員は2.4メートルから3.2メートルであります。

これにつきましては、角田市の議長さんであります玉手議長さんから認定の要望が町長の 方に話がありました。内容について、詳しくは妙立寺の住職から聞いてくださいということ で住職さんにお話を聞きました。神次郎地区で市政懇談会があったそうであります。その中 で、神次郎地区の住民の合意として、東船岡駅を利用するための最短の道路だということで 市の方にお願いしたということもあります。それで、角田市の建設課長さんと、担当者とい うことで現場を見ました。まさしく3分くらいあるともう東船岡駅に着くということで、お 互い認定をして今後、管理していきましょうということで協議が整いましたので、今回、認 定をお願いするものであります。

以上でございます。よろしくお願いします。

- 〇議長(我妻弘国君) **これより質疑に入ります。**質疑ありませんか。 9番水戸義裕君。
- ○9番(水戸義裕君) さっきの話でもありましたが、町道になると舗装が云々ということですが、この中名生23号線も町道になれば、かなりの山道なんですけれども、これが取りつけ道路というか、その区間はどういうふうになるのかなということでちょっとお聞きします。23号線に行くまでの路線、そこは砂利道のまま、今、砂利道なので、ここと23号線とあわせて将来的ということでは舗装になるのかどうかということをちょっとお聞きしたいと思いま

す。

- 〇議長(我妻弘国君) 答弁を求めます。都市建設課長。
- ○都市建設課長(大久保政一君) 担当課とすれば、当然、砂利道の町道もあります。砂利道をならしてくださいという要望がちょくちょく、実は出てきます。その中で、車両センターでは大型のグレーダーしか実はないんです。こういう細いところとかありますので、そのたび、実はブル、それからダンプ、それから転圧機ですか、そういうものを実際リースして、そして車両センターでやるということですので、これからの方針として、とにかく砂利道については一回舗装をかけて、そしてなるべく車両センターの方の手間といいますか、リース関係、それも少なくしていこうという方針で今後、進めていきたいと、このように思っております。
- ○議長(我妻弘国君) 再質問ありますか。
 ほかに。3番佐久間光洋君。
- ○3番(佐久間光洋君) 道路の認定の基準についてちょっとお伺いします。

今回の4路線の分はわかったんですけれども、町内にあります田中林道ですね、岩沼につながるもの。それから、入間田の方の、農免道路と言ってわかりますか、大きな道路、途中まで町道認定になっていますけれども、そこから先の部分がなっていないので、認定道路になる基準。両方とも立派な道路なんですね。だから、町道認定になる基準と、それから、今後がどうなっていくのかという扱いの考え方について説明をお願いいたします。

- ○議長(我妻弘国君) 答弁を求めます。都市建設課長。
- ○都市建設課長(大久保政一君) 基本的には、生活道路、それから国交省でつくった道路については、当然、町道として認定をしてということの手続をお願いするようにしております。ただ、農道関係、農免農道関係については農林省関係の国庫の補助が入っております。その関係で、前にも、町道認定をして、面積をふやして交付税に反映させるという考えも実はありました。県の方にもちょっと相談しまして、まだ正式には、町の考えでいいですよという前提はあるんですけれども、農林省の補助も入っているということで、それについては将来、当然、町道認定をして町の方できちっと管理をしてという形にしていきたいと、このように考えております。
- 〇議長(我妻弘国君) 再質問どうぞ。
- ○3番(佐久間光洋君) そうしますと、いわゆる農免道路の成田の側、半分ぐらい町道認定になっていますよね。あれは補助金関係のものはもう終わったということの理由ということ

でしょうか。

- 〇議長(我妻弘国君) 答弁を求めます。都市建設課長。
- ○都市建設課長(大久保政一君) 県道から葉坂幹線までの間、確かあれについては国交省の補助事業でやりました。その先から農林省の補助が入っているということで、たしかあそこからまだ認定はしていないかと思いますけれども、そういう関係で一部町道に認定しているということで、その先、林道田中線まで続くんですけれども、それは、将来について考えていきたいと、このように思っております。
- 〇議長(我妻弘国君) よろしいですか。

ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(我妻弘国君) これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(我妻弘国君) 討論なしと認めます。

これより議案第2号、町道路線の認定についての採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

「替成者起立〕

〇議長(我妻弘国君) 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第3号 柴田町まちづくり推進センター条例

○議長(我妻弘国君) 日程第4、議案第3号柴田町まちづくり推進センター条例を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

[町長 登壇]

○町長(滝口 茂君) ただいま議題となりました議案第3号柴田町まちづくり推進センター 条例についての提案理由を申し上げます。

この条例は、柴田町住民自治によるまちづくり基本条例第31条に規定されておりますまちづくり推進センターの設置及び管理について定めるものであります。

まちづくり推進センターは、参加と協働によるまちづくりを推進するため、住民等の知恵 や主体性を生かし、まちづくりの担い手と行政機関が多様に連携することで協働を進め、ま ちづくり提案制度の運用、情報提供、住民等の交流を促進する場として設置するものです。

設置場所は、現在、交流ひろば「ゆる.ぷら」を開設している場所としております。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますよう お願いいたします。

- ○議長(我妻弘国君) 補足説明を求めます。まちづくり政策課長。
- ○まちづくり政策課長(大場勝郎君) それでは、柴田町まちづくり推進センター条例について詳細に説明をいたします。

初めに、これから設置しようとするまちづくり推進センターの概要について申し上げます。

まちづくり推進センターについては、ことし4月1日に施行しました柴田町住民自治によるまちづくり基本条例第31条に規定されており、その基本事項としては、運営は協働によること、住民の主体性が生かされていること、担い手と連携して協力して進めること、それから、事業については、まちづくり提案制度の運用、まちづくりを行う住民との交流、連携の促進、その他、参加と協働によるまちづくりを促進するための事業が規定されています。

また、附則には、第31条のまちづくり推進センターは、別に定める条例の施行日となっております。

今般、これらのことを踏まえまして、まちづくり推進センターを来年の4月に設置したい ということから本条例を提案させていただきました。

具体的には、まちづくり推進センターをイオンタウン柴田ショッピングセンター内にある「ゆる. ぷら」の場所に設置しようとするもので、事務局体制は町側からの職員が1人、住民側からとして臨時職員が1人、常勤の2人体制で考えています。

それから、事業、開館時間、休館日については規則に規定していますので、お手元の関係 資料、柴田町まちづくり推進センター規則案でご説明いたします。資料をごらんください。

第2条は「事業」ですが、まちづくり推進センターでは、まちづくり提案制度の運用、住 民等が交流及び連携できる場の提供、まちづくり活動に係る相談、情報の収集及び発信、人 材育成、調査研究、その他必要事業を行います。

第3条は「開館時間」です。現在の「ゆる. ぷら」と同じ午前10時から午後6時までとします。

第4条は「休館日」です。月曜日、12月29日から翌年の1月3日までの日とします。 まちづくり推進センターの概要は、以上でございます。 それでは、条例の説明をいたします。議案書の5ページをお開きいただきたいと思います。

議案第3号柴田町まちづくり推進センター条例を次のように制定する。

柴田町まちづくり推進センター条例。

第1条は「趣旨」です。地方自治法第244条の2第1項、これは公の施設の設置及び管理は条例で定める規定でございます。柴田町住民自治によるまちづくり基本条例第31条の規定に基づき、柴田町まちづくり推進センターの設置及び管理に関し必要な事項を定めるものです。

第2条は「設置」です。第1項、住民等の知恵や力を生かし、だれもがまちづくりに参加できる環境をつくり出すとともに、協働によるまちづくりを推進するためセンターを設置するものです。

第2項、センターの名称及び位置ですが、名称は柴田町まちづくり推進センター、位置は 柴田町大字上名生字新大原194番地1となります。

第3条は「利用の制限」ですが、これは生涯学習センター等の町の施設と同じですが、次の第1号から第5号までのいずれかに該当するときは、センターの利用を制限し、または停止することができるとしています。

第4条は「原状回復」です。利用者は、センターの利用を終了したときは施設等を原状に 回復しなければならないとしています。前条の利用制限の規定により、利用を制限または停 止された場合も同様とします。

第5条は「損害賠償」です。利用者が故意または過失により施設、設備または器具等を損傷、汚損または亡失したときは、原状に回復し、またはその損害を賠償しなければなりません。

第6条は「委任」規定でございます。この条例に定めるもののほか、センターの管理に関 し必要な事項は規則で定めます。なお、規則は、参考資料のとおりでございます。

附則、この条例は平成23年4月1日から施行します。

以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

- 〇議長(我妻弘国君) これより質疑に入ります。質疑ありませんか。12番舟山 彰君。
- O12番(舟山 彰君) 1点目は、今度イオンタウンにある今の「ゆる. ぷら」のところにということですけれども、有料化になるんでしょうか。イオンタウンとの契約で、何かきのうあたり、たしか担当課長から有料になるというような説明はありましたけれども、今は無料

で、無償で貸し出しを受けているということですけれども、有料化になるのか。

それから、契約は1年ごとなのか。例えば今度こういう「ゆる. ぷら」に推進センターも 追加されるということで、複数年度の契約になるのかどうか、そこをまず確認したいと思い ます。

それから、2点目なんですけれども、現在、交流広場「ゆる. ぷら」を開設している場所に設けるということですけれども、看板はどうするんですか。私も「ゆる. ぷら」へ行ったことありますけれども、実は郷土館に来た町外の方から、行ってみたら「柴田町図書館」と大きな看板、看板というかあれがあって、「郷土館」というのがわきの方に小さくあったものだから一瞬戸惑ったというんですね。今度の推進センターは、交流広場「ゆる. ぷら」と併設ということですよね。同じ建物というか、敷地の中に。その辺どうするのか。

それから、3点目は、町から1人、それから住民側から臨時の職員で2人ということですけれども、現在、交流広場「ゆる. ぷら」にいる職員とは全く別なのかどうか。それから、推進センターということでそれなりのスペースをとって事務局の方とかがいるとすれば、「ゆる. ぷら」の部分が狭くなって利用しにくくなるというようなそういう心配がないか。以上です。

- ○議長(我妻弘国君) 答弁を求めます。まちづくり政策課長。
- ○まちづくり政策課長(大場勝郎君) 一つは、有料のことなんですけれども、イオン側から 一つは有料の申し出がありまして、2回ほど打ち合わせしております。これまでは約1年3 カ月近く無料ということで、これについてはイオン側も「ゆる. ぷら」自体が実験事業だと、実験実証事業だというようなところで無料という配慮もあったらしいんです。その後については、基本的には有料。ただ、無料もあり得ますということは前からの話の経過ではありましたが、それはかなり人数が入って、逆に言うと企業側に貢献した場合だと思われますけれども、そういうことでありますが、基本的には有料ということで、来年の3月までに契約しますので、そちらまでに最終的には検討していきたいというふうに考えております。

契約期間なんですけれども、通常の契約と同じように5年間、条例もつくっていますから、まず5年間の契約をしていきたいと。

続いて、看板のことなんですけれども、現在「ゆる. ぷら」の大きな看板がございます。 楽しくなるような看板がございますけれども、あの看板はそのままにして、「柴田町推進センター」というのを入り口のところに小さく出したいと思っています。というのは、今まで「ゆる. ぷら」がかなり知れ渡ってきていると。あの「ゆる. ぷら」という名称は、愛称で これからもそのまま使っていきたいというふうに考えています。「ゆる. ぷら」は、今度は 併設という形ではなくて、まちづくり推進センターの事業の中の交流・連携施設の事業の一 つという位置づけで考えています。ですから、推進センターの中の事業という位置づけで考 えていただきたいと思います。ただ、今ある施設はそのまま使いますので、現実的には、町 民から見た場合は似たような感じのイメージはあるかと思います。

それから、「ゆる. ぷら」の職員なんですけれども、推進センターになった場合に臨時職員の方、大体今のところ、新しい場合は3名ほどの予定で考えています。その中から1日1人ずつ来ていただくというようなことで考えています。

「ゆる. ぷら」のスペースが狭くなって、職員が入ればということなんですけれども、これについては机が初めから2個ありますので、職員分はすぐにその場に入れるという形になっております。あとは今までのスペースと同じでございますので、今まで使った状況からもそれほど狭くないのかなというふうに考えております。

- 〇議長(我妻弘国君) 再質問、どうぞ。
- ○12番(舟山 彰君) 来年3月までイオンの方と契約するということなんですけれども、例えば町としてある程度、契約料というのはこのくらいだという見込みというか、限度額といいましょうか、考えているのかどうかということと、それから、看板の件、課長の説明は、推進センターの業務の一つが「ゆる. ぷら」だと。何も看板の大きさにこだわるわけでもありませんけれども、私からすると町民にやっぱり、推進センターというのをつくって条例の事業を推進するという意味では、課長が言ったようなものよりはもうちょっと大きな看板、「推進センター」というのをつくるべきではないかなというふうに思ったんですけれども。

それから、最後に確認したかったのは、「ゆる. ぷら」の職員とは全く別個に新しく町の職員と臨時の人を雇うということなのかどうかですね。推進センターとしての人件費というのはどのぐらい見ているのかお聞きしたいと思います。

- ○議長(我妻弘国君) 答弁を求めます。まちづくり政策課長。
- ○まちづくり政策課長(大場勝郎君) 1点目は、契約の見込みなんですけれども、今交渉しているのは、正直申し上げますと5万円台なんですけれども、さらに安くしてもらえないか実は今、交渉しています。ただ、現状では、例えば実際、テナントで借りますと、あそこの場所は60坪なんですけれども、テナント料が月5万円でございます。そういうことで、60坪あるんですけれども、それで計算しますと月54万円、それから年間にすると648万円かかるそうです。その中には基本的な営業料、テナント料ですね、それから共益費、それから駐車場

というのが入りますけれども、ですから、5万円というのは間違いなく10分の1ではある……、5万円台であればですね。一つの目標はそこに絞って、そこまでいただきました、回答は。ただ、この先、もう少し継続して協議してまいりたいと思っております。

それから、推進センターの看板なんですけれども、大きさは「ゆる. ぷら」の、大きな看板なんです、「ゆる. ぷら」の看板が余りにも。ですから、その辺、バランスを図りながら、推進センターがわかるという看板をつくりたいと思っております。

それから、「ゆる. ぷら」の人員なんですけれども、先ほど3人ということなんですけれ ども、これは現在、「ゆる. ぷら」にお勤めいただいている方を優先的に考えております。

それから、人件費なんですけれども、少々お待ちください。町の職員の臨時の750円という 単価、1時間ですね。その単価で1日にしますと5,813円、7時間45分になるんですね。その 単価を使わせていただいて、住民側のスタッフはその金額でお願いしたいなというふうに思 っております。

- ○議長(我妻弘国君) 再々質問ありますか。どうぞ。
- O12番(舟山 彰君) 最後に今の人件費、そうすると、年間でいくと幾ら。1日5,800何円というあれですけれども、私は年間で推進センターの人件費というのが幾らを見ているかということですが。
- 〇議長(我妻弘国君) 答弁を求めます。
- ○まちづくり政策課長(大場勝郎君) 3名なんですけれども、その方が1日ごとに来たとします。そのほかにいろんな打ち合わせとかイベントをするとき、3人そのまま来るときがあるんです。ですから、その辺のところはあれなんですけれども、全体の予算としては190万円くらいなんです。平均しましたら約60万円。ですから、その人の出方によって80万円になったり、もしくはもう少し下がって50万円になったりというふうになるかと思っております。
- O議長(我妻弘国君) よろしいですね。 ほかに。11番大坂さん。
- ○11番(大坂三男君) 今回のセンター条例、主に設置に関する条例のように、設置条例と言えると思いますし、それから、いろいろ利用するに当たってのいろんな取り決め規定がここにあります。ですから、利用運用条例みたいな性格が強いのかなと思いますが、この中で、この別紙で、「次に掲げる事業を行う」ということで、提案制度の運用、それから相談事業、情報の収集・発信と、町民にとって行政にかかわる活動に関することで非常に重要な役割を担っているのかなと思います。

そういった観点から見ますと、人の配置については2人、3人というふうに、常時2人は 在駐するようにという形になっていますが、休日は月曜日で土・日もやる。当然開館してお るような形になりますけれども、正職員がここに常勤しないという形になっているんですけ れども、この役割からしますと、ある程度の時間は普通の日でも、あるいは土曜・日曜でも 正規の職員がいないとなかなか行う事業、重要な事業について対応できにくいのかなという ような感じがしますが、その辺、どういうふうに考えているのかお伺いします。

それから、まちづくり推進センターというのは、町内に一つというふうに決定しちゃうのかどうかですね。槻木にという提案も前にもあったこともありますし、その辺、将来の形としてここが、町民がいろいろこういう相談とか提案とか交流も含めて、拠点としてここしか設定できないのかどうか。将来、どう考えているのかお伺いしたいなというふうに思います。

- ○議長(我妻弘国君) 答弁を求めます。まちづくり政策課長。
- ○まちづくり政策課長(大場勝郎君) 正規職員の常駐のことなんですけれども、月曜日は休みということで、土・日も含めまして、まちづくり政策課のまちづくり推進班というグループがあるんですが、そちらの方から必ず土・日まで含めて毎日、月曜日を除く、休館日を除く、仕事日、出勤する体制をとりたいと思っております。

それから、二つ目は町内に一つかというところなんですけれども、今のところ、やっぱり予算的なこと、人的配置のことから考えますと一つで考えているんですけれども、将来、このまちづくり基本条例というのは住民自治を目指すものなんですね。そういう観点から、担い手を育成しながら、もしNPOができたとして、そちらの方が例えば槻木とか船迫地区とか船岡の町の中とか、そういうことでは、どこかの空き家、もしくはただで借りられる場所を借りて、それに近い形のものができるのではないかなという期待も実はしております。町としては、まず一つをつくりましてというところで考えております。

- 〇議長(我妻弘国君) 再質問、どうぞ。
- O11番(大坂三男君) 毎日、職員がここに行くという話だったんですけれども、ずっと朝から晩まで常勤しているということでよろしいんでしょうか。
- 〇議長(我妻弘国君) 答弁を求めます。
- ○まちづくり政策課長(大葉勝郎君) 案の段階では必要時だけと実は考えていたんです。そういうことでしていたんですけれども、協働を進める会とかいろんな方といろいろお話ししながら、やっぱり町からも行かないと成り立たない部分があるのかなと。ただ、行政が余り

にも強過ぎて、住民主役の、もしくは住民の意向が反映されない推進センターではあれなので、毎日は行きますけれども、そういう新しい住民との関係をつくっていく部分については これからやっていかなきゃならないということで考えております。

- ○議長(我妻弘国君) よろしいですか。
 ほかに。17番白内さん。
- O17番(白内恵美子君) このまちづくり基本条例をつくるときに、審査特別委員会への資料が提出されて、その中にまちづくり推進センターの概要というのがあったんですね。運営事務局は、今課長が説明したとおり、職員1人、住民スタッフ1人だったんですが、そのほかに運営会議、企画会議、まちづくり提案審査会というのがあったんですが、それについては以前、説明いただいたとおりに行うのでしょうか。
- ○議長(我妻弘国君) 答弁を求めます。まちづくり政策課長。
- ○まちづくり政策課長(大場勝郎君) 議会の方に昨年の9月に資料として多分、出していると思います。私たちの方もその整備はそれを基準として進めてまいりました。運営会議、企画会議については、要綱で定めようと思っているんですけれども、あれを基本にしながら、人数的なところは運営会議はたしか10名、企画会議は6名くらいだったと思うんですけれども、そのメンバー構成とか人数についてはもう一度検討させていただいて、二つの会議をつくって、それを要綱で決めて、これは3月までといいますか、そちらまで時間をいただきまして決めていきたいなというふうに思っていました。
- 〇議長(我妻弘国君) 再質問、どうぞ。
- ○17番(白内恵美子君) 議会がまちづくり基本条例を認めたときというのは、やはりこういう資料があって、この概要で示されたとおりにいくんだろうということで条例として賛成したわけですよね。ですから、ここに書いてあることはやっぱり守っていただきたい。現在、今、設置条例ですから、ただ設置するだけのことしか出てきませんし、とても簡単なセンター規則ですね。これには、つくる会の方々が頑張ってつくり上げたものというのは、ここの文章上には何も入ってこないわけですよね。特に、今回の条例であればこういう人は使えませんという、本当にそれが主な中身になってしまう。もともとのまちづくり基本条例にも設置がうたわれているからこういうことなんだろうとは思うんですが、ただ、この議会でやっぱり約束してほしいのは、特にまちづくり推進センターの概要の一番下に「センターの性格」というのが載っていたんです。つくる会の方が一生懸命になってまとめたこの「センターの性格」というそれを読んでというか、それを理解した上でのまちづくり基本条例、私な

んかは、まちづくり基本条例であったわけですから、やはりこの精神というのはしっかりと 守って、そして来年4月から提案制度を含めての推進センターが発足して動いてほしいんで すよね。そこには、本当に住民の思いが入っていないとだめだと思うんです。

それで、この「センターの性格」というのは、この議会の本会議の中で一度も言葉として出てこないので、今、読み上げますから、これを守るということを約束していただきたいんです。「センターの性格。気軽に立ち寄れる、相談できる、情報が発信できる、得られる、個人や団体との交流ができるなど、だれにも開かれたサロンのようなセンターを目指します。また、住民等の関心を促す、地域資源を掘り起こす、まちづくりの火つけ役になるなど、まちづくりを行うきっかけづくりを大切に住民等や行政に働きかけることも重要な役割となります。まちづくり活動を支援し、みずからもまちづくり活動を実践する組織となります。この組織は、民間の持つフットワークの軽さ、柔軟性によって、多様なまちづくり活動を実施、支援ができる必要があります。一方で、その組織や活動は、行政の持つ信頼性や継続性、専門性も必要となります。また、この組織は、民間、行政の中間的組織であることが望ましいと考え、その形態は住民等と行政との協働によるものとします。地域のよさや課題などを知る住民等が参加することで組織運営の力になるとともに、組織運営や活動を通して人材育成が期待されます」。このような内容が載っておりましたので、これを遵守していただきたいと思います。お考えを伺います。

- ○議長(我妻弘国君) 答弁を求めます。まちづくり政策課長。
- ○まちづくり政策課長(大場勝郎君) 1点目は、前回の資料について、そのようなところで進めますというのはもちろん基本的に、ただ、体制なりいろんな事情も勘案しながら、実態に合わせたところで進めてまいります。

それから、2点目について、資料の中に「センターの性格」というのがございまして、読んでいただきましてありがとうございました。これについては私もマーカーペンをつけながら、何回も読んだところなんです。これができるのかというのが一番大切なところなので、「気軽に立ち寄られる、相談できる、情報が発信できる」というのは、まず、「ゆる. ぷら」で前段、実証しています。

それから、「個人や団体との交流」ということで、「ゆる. ぷら」の職員自体が夏祭り・ 秋祭りを企画して、その職員自体でやっております。私も見ましたけれども、大変すばらし い交流ができておりました。そういう実績があること。

それから、やっぱり大切なのは、まちづくりの火つけ役になる推進センターでなければな

らないということで、今回、職員を、この前までは必要時だけと考えていたんですけれど も、やっぱり常勤でずっといかなければならないというふうにしたのはそういうことでござ います。

それから、一番大切なのは、「この組織は民間・行政の中間組織である」と。この考え方なんですけれども、この中間組織というのは、箱物ができてそこに人が行けば必ずできるものではなくて、初めからできているものではなくてこれからつくっていくものというふうに考えています。早く言えば、まちづくりが町育てということで、育てていくと同じように、この中間組織は初めからできるものではなくて、育てていかないとやれないと、そういう意識のもとに、初めの方は多分試行錯誤にはなるかもしれませんけれども、そういう住民の意見、それから運営会議の意見を聞きながら、できるだけそれに沿った方向で考えていきたいと思っております。

- 〇議長(我妻弘国君) 再々質問、どうぞ。
- ○17番(白内恵美子君) だれでもが気軽に立ち寄れる、相談できるということがやはり大事だと思うんですよね。提案制度だって、本当に一個人がちょっとしたアイデアというか、こんなことができないかなというものを気軽に相談に行って、そこからいろいろアドバイスもしてもらって、書類の書き方からすべて教えてもらって初めてきちんと提案制度に申請できるというか、そういうことだと思うんですね。最初から今、役場が行っているような、何ていうんでしょうか、きちんと書類がそろっていなければ受け付けませんよという形ではないところだと思うんですね。それで「中間的な」という言い方もしていると思うんです。ですから本当に、来た人を拒まないし、その人の力になってあげられるような、ですから、きっとここに配置される職員というのは、本当に人間的にも住民の立場で考えられるし、信頼されるような人となるからとても大変だとは思うんですが、とてもやりがいのある場所だとも思うので、とにかく先ほどの文章は全部守るという、最初からは無理でも、それにまず近づいていくということを約束していただけたと思います、今のでね。わかりました。
- ○議長(我妻弘国君) ほかに。13番佐藤輝雄君。
- ○13番(佐藤輝雄君) もう一度、人ですね。人件費がどれくらいなのか、それから、家賃が どのくらいなのか、その辺をもう一度確認したいと思います。それから……
- ○議長(我妻弘国君) すみません、佐藤輝雄君、ちょっとマイク……。
- ○13番(佐藤輝雄君) 提案制度や、それから住民との交流及び連携の促進という細目はできているのかどうか、これについてお答えお願いします。

- ○議長(我妻弘国君) 答弁を求めます。まちづくり政策課長。
- ○まちづくり政策課長(大場勝郎君) 人については、舟山 彰議員の方に申し上げましたが、住民側のスタッフ、臨時職員の方は時間給が750円、そして、1日当たりでは5,813円というふうになって、年間の、来年、予算を取ろうとしているのは、約190万円の予算を取ろうとしております。

それから、家賃については今のところは5万円台というところでイオンの方とは打ち合わせになっておりまして、これからもさらに進めていきたいというふうに考えているんですけれども、実は塩釜にイオンタウンのマリンプラザというところの家賃をちょっと聞いてみたんです。似たような施設がありまして。そうしましたら、月々が4万3,736円。ただ、これは28坪なんですね。うちの方は60坪なんです。ですから、それを考えると倍にすると8万、9万くらいの金額で契約になっているようです。ですから、5万円台というのは、そういうところからいって、一たんの金額としてはまあまあなのかなと。もし有料でというところでですね。ただ、いずれにしましても、3月まで引き続き交渉していきたいというふうに考えております。

一つ、言い忘れました。交流と連携の事業について細目はできているのかということなんですけれども、実はこの細目はできておりませんで、具体的には企画会議、運営会議で進めていくようになります。案をつくってですね。ですから、町の方でも同じですけれども、事業をやれば、その中にどんな内容のことをするかということを決めていきますね。あのようなスタイルで進めていきたいというふうに思っております。

- 〇議長(我妻弘国君) 再質問、どうぞ。
- ○13番(佐藤輝雄君) いきさつが何か不純的に感じるんですね。最初は無料だと、無料だから入ってくれと、頼まれたから入ってあったんだというふうに最初、受けとめるわけですね。それが今度は有料だと。さらに、あくまでもイオンのところに行かなくたって、現実的には水道事業所も、今、柴田町もあいているわけですよ。場所的には何とでも金をかけずにやれるのではなかったのかと、今からでもやれるのではないかというふうに思いますが、その辺が一つと、それから、現実的には、まちづくりのために一応190万円の60万でも250万ですか、約。それだけの金が出ていくわけですよね。やっぱりそういうふうな、最初言ったことと今やっていることと違うのではないのかということについてお答えお願いします。
- 〇議長(我妻弘国君) 答弁を求めます。まちづくり政策課長。
- **○**まちづくり政策課長(大場勝郎君) 一つは、企業側から頼まれたからというところなんで

すけれども、その件については、「ゆる. ぷら」ができるときには、民間との新しいチャンネルでまちづくりを進めようというところがあったと思うんですね。ですから、新しい事業としてはまさに大変すばらしいスタートなのかなと、私はそのとき携わってはおりませんでしたけれどもそういうふうに思っています。

それから、190万円の人件費ということなんですけれども、初めから臨時職員とかそういう ふうに決まっているわけではなくて、選択肢は多分幾つもあったんだと思います。一つは、確かに住民側から無料で来ていただくということもあり得ると思いますけれども、実際いろんなところを聞いてみますと、1日無料で来られるという方はいらっしゃらなかったです。 協働の会の方にも聞いてみたんですけれども、出られますかという話をしたんですけれども、やっぱり無理だと。やっぱり自分たちの協働の例えばさくらマラソンとか、そういうのが忙しいこともありますし、また、なかなか町民の中で無料で約300何日来られるというのは、難しいのかなというふうに思っています。

最終的には、ここがNPOに、もし町内にまちづくりのNPOができたとして、そういうところになれば、そちらの方に指定管理か何かで委託していく方法も選択肢としてあると思いますので、この辺のことについてはこれからまた時間をかけて、実施をしながら、住民側のスタッフという部分では検討していきたいと思っております。

- 〇議長(我妻弘国君) 再々質問、どうぞ。
- O13番(佐藤輝雄君) 場所については、なぜ有料になったのかということがまだわからないんですが。無料が有料になった。

それから、柴田町では水道事業所の後なんかもあるし、場所的には槻木にだって持っていったっていいのではないのかということについてお答えお願いします。

- 〇議長(我妻弘国君) 答弁を求めます。まちづくり政策課長。
- ○まちづくり政策課長(大場勝郎君) 無料から有料になった。無料の時点は来年の3月まで、1年3カ月ですね、約。そういう期間、無料だったんですけれども、「ゆる. ぷら」がスタートするときに、イオン側も地域貢献ということで、町の方は実験事業だから、これが長くできるかできないかちょっとわからないところもあって、まずやってみましょうというところで無料だったんですね。今回は推進センターをつくって設置するということですので、そういう中で有料になったわけなんですけれども、最初の時点から、もう初めから有料の話があって、まず基本的には有料だったと、その期間が過ぎれば。ということの流れになっておりました。

それから、場所のことについては、町の施設なんかを使うことも確かにできるんですけれども、町の施設というのは今まで、町民の皆様から言われているのは敷居が高いというところもあります。それから、ほかにコミプラとかそういうところもあったんですけれども、あそこは町の真ん中の位置がありました。それから、車が十分に置ける場所であると。それから、「ゆる. ぷら」が知れてきて、「ゆる. ぷら」の有意性を発揮できる場所ということで、そういう延長から最終的にはあそこの場所に推進センターを決定したところです。

- ○議長(我妻弘国君) ほかに質疑ありますか。14番星 吉郎君。
- ○014番(星 吉郎君) 町長は「質の高いコンパクトシティをつくる」というふうな明言をしておりまして、私もこれに対していろいろ話してきたわけでありますが、今、課長の答弁の中にありましたが、駅の周辺につくる方法、あそこは金はかからないし町でつくった施設でありますので、ぜひともそういうふうな、推進センターというんでありましたら町長の言う質の高いコンパクトシティの一端になるのかなと思いますが、町長、どうですか。
- 〇議長(我妻弘国君) 答弁を求めます。町長。
- ○町長(滝口 茂君) 一端にはならないとは申しませんが、今のイオンタウンの方が効果がより発揮されるというふうに思っております。
- 〇議長(我妻弘国君) 再質問、どうぞ。
- ○14番(星 吉郎君) 別に金がどうのこうのじゃないんですが、やはり60万円、そして190万円という金がかかるし、今のところは家賃が5万円ということで来てありますが、このほかには共益費というような部分が入ってきまして、その契約段階でこういうものもかかるんですよと、そこのところをおまけしますからというような話になってきまして、だんだんとそういうふうな金額が加算されると。そういうふうな企業があるものですから、よほど気をつけなくてはならないかなと私は思うんです。ですから、課長、ちょっとその辺を教えてください。
- 〇議長(我妻弘国君) 答弁を求めます。まちづくり政策課長。
- ○まちづくり政策課長(大場勝郎君) テナント料は、地域貢献ということで基本的にはゼロなんですけれども、今回、賃貸というところで、共益費はあそこのところの、例えばごみ処理ですとか、それから通路の電気料ですとか、いろんなテナントの共益費が一月、坪当たり1,000円の負担らしいです。それは要らないですよというふうに聞いております。

それから、駐車場もかかっているんですね。駐車場も一坪当たりテナント60坪にすれば6 万円だそうです、例えばですね。そういうふうに、1,000円という単価があるんですけれども それも要らないですよと。賃貸だけの、まず今のところは5万円台ですね。台の金額でということで今の交渉段階ではそういうふうになっております。

○議長(我妻弘国君) 再々質問、いいですか。

ほかに質問ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(我妻弘国君) **これをもって質疑を終結いたします**。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(我妻弘国君) 討論なしと認めます。

これより議案第3号、柴田町まちづくり推進センター条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

「替成者起立〕

○議長(我妻弘国君) 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。 ただいまから休憩いたします。10時40分、再開いたします。

午前10時28分 休 憩

午前10時40分 再 開

〇議長(我妻弘国君) 再開いたします。

日程第5 議案第4号 柴田町特色のある教育活動支援基金条例

○議長(我妻弘国君) 日程第5、議案第4号柴田町特色のある教育活動支援基金条例を議題 といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

「町長 登壇〕

○町長(滝口 茂君) ただいま議題となりました議案第4号柴田町特色のある教育活動支援 基金条例についての提案理由を申し上げます。

現在、町内の小学校及び中学校では、児童生徒がさまざまな活動に取り組んでおり、その中ですばらしい実績を上げているものがございます。こうした実績を踏まえ、町としても町立小学校及び中学校における特色のある教育活動を推進し、学校教育の一層の振興を図るため、平成23年度から柴田町特色のある教育活動支援基金を設置し、小中学校へ財政的な支援

をしていくため、本条例を制定するものでございます。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますよう お願いいたします。

- 〇議長(我妻弘国君) 補足説明を求めます。教育総務課長。
- ○教育総務課長(小池洋一君) それでは、詳細説明を申し上げます。

議案書の7ページをごらんいただきたいと思います。

議案第4号柴田町特色のある教育活動支援基金条例を次のように制定する。

柴田町特色のある教育活動支援基金条例。

第1条につきましては、「設置」に関する条項でございます。町立小学校及び中学校における特色のある教育活動を推進し、学校教育の一層の振興を図るため、柴田町特色のある教育活動支援基金を設置するものでございます。

第2条につきましては、「基金」について定めております。基金は、一般会計歳入歳出予 算に定める積立金及び寄附金その他の収入をもって充てるものです。

第3条は、基金の「管理」でございます。基金に属する現金は、金融機関への預金、その 他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

第2項基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券にかえることができる。

第4条は「運用益金の処理」でございます。基金の運用から生ずる収益は、予算に計上してこの基金に編入するものとする。

第5条につきましては、「繰替運用」でございます。町長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰り戻し方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

第6条は「処分」でございます。基金は、第1条に規定する基金の設置の目的を達成する ために必要経費の財源に充てる場合に限り、その全部または一部を処分することができる。

8ページをお開きください。

第7条は「委任」でございます。この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な 事項は、町長が別に定める。

附則ですが、この条例は平成23年4月1日から施行する。

以上、よろしくご審議いただけますようよろしくお願い申し上げます。

〇議長(我妻弘国君) **これより質疑に入ります。**質疑ありませんか。1番平間奈緒美さん。

○1番(平間奈緒美君) この積立金に関してなんですけれども、大体どのぐらいの予算を考えているのかお答えください。

あと、例えば継続性のある事業に関して学校側でご提案があった場合、それをどのような 形で支援していくのか、その考えもお聞かせください。お願いいたします。

- 〇議長(我妻弘国君) 答弁を求めます。教育総務課長。
- ○教育総務課長(小池洋一君) 積立金につきましては、23年度につきましては50万円を予定 しております。以降につきましても、残高を見ながら50万円程度の積み立てをしていきたい ということで考えております。

それから、支援の方法ですが、これにつきましては、公平性を保つ上で、校長会の方から 提案をしていただきまして、定例の教育委員会等で教育委員が審査、決定をしていきたいと いうことで考えております。

- 〇議長(我妻弘国君) 再質問、どうぞ。
- ○1番(平間奈緒美君) この基金に関しては、1回、教育委員会などでお話あったときに、 寄附というか、資金を提供するということで、例えば持続性があった場合、毎年これが必要 なんだよという特色のあることを進めていく上で、1年ぽっきりではなくて、毎年持続性の あるものに対して、例えば翌年、この基金を利用するのではなくて新たに予算化するのか、 その考えだけちょっと。
- ○議長(我妻弘国君) 答弁を求めます。教育総務課長。
- ○教育総務課長(小池洋一君) 例えば、1回目については槻木小学校の吹奏楽部ということで考えてございますが、例えば楽器については、高価なものですから、50万円で幾らも買えないというような状況はあると思います。そういう場合については、例えば槻木小学校吹奏楽部に2年続けてということや、例えば隔年でというようなことでの支援についても、教育委員会の方で決めていきたいということで考えております。
- ○議長(我妻弘国君) 再々質問、ありますか。
 ほかに。11番大坂君。
- O11番(大坂三男君) 特色のある教育活動ということなんですが、具体的には今、槻木小学校の吹奏楽部の話が具体的にありましたけれども、町内の学校でそれに該当するようなものを現在、想定しているものがあるのかどうか。将来、具体的にどういうものを「特色のある教育」ととらえていくのかなということを、考え方を伺いたいと思いますし、あと、例えば今の吹奏楽部、金額が高いものに対して、年間最低50万円だとしても、ほかのいろんな特色

- のある教育活動に対して基金以外に対応の仕方がないのかどうか。教育費用の中からそうい うものに対してどのように資金を出していく、方法がないのかあるのかお伺いします。
- ○議長(我妻弘国君) 答弁を求めます。教育総務課長。
- ○教育総務課長(小池洋一君) 例えば、槻木小学校の吹奏部への支援、それ以外の支援については、今後、校長会等で学校の要望を伺いながら決めていきたいということで考えておりますが、個人的には、例えば船迫小学校の緑の少年団とか、例えば柴田小学校のジャンボすべり台が今ちょっと安全性に欠けるということで中止しているというような状況もありますので、個人的にはそういうものも支援の対象になっていくのかなということで思っております。
- 〇議長(我妻弘国君) 再質問、どうぞ。
- ○11番(大坂三男君) 答弁漏れといいますか、すべり台まで基金の中からということになってきますと、ちょっと違うんじゃないかなとも思うんですが。さっき私、質問の中で言ったのは、ほかの教育費の中でそういう出費をどういうふうに考えていくのか、この基金だけに頼っていくのかどうかということ。何か、教育費の中での扱いも考えていかなくちゃならないんじゃないかなと。
- 〇議長(我妻弘国君) 答弁を求めます。教育長。
- ○教育長(阿部次男君) 本来的には、これまでの仕組みとしては、例えば楽器購入等については学校に教育委員会の方から申請しております備品購入費という項目があるんですが、そういった中から回すように、それは各学校の校長判断というふうになっておりまして。ただし、これについては固定費が非常に占めますので、なかなかそこから、校長の方も一つの部活動に特に必要だからといって回すのはなかなかやりにくいというところもありまして、今回、基金の設置というふうにしましたので、その辺は今後、ケース・バイ・ケースで考えてまいりたいというふうに思っております。以上でございます。
- 〇議長(我妻弘国君) 再質問。
- O11番(大坂三男君) 基金からでも結構なんですけれども、やはり備品費とかそういうもの を増額、要求していくような方にも力を入れていただきたいというふうに思います。
- 〇議長(我妻弘国君) ほかに。3番佐久間光洋君。
- ○3番(佐久間光洋君) この条例の第3条の2、基金に属する現金は「必要に応じ」という、この「必要に応じ」という文言はどういったことを想定するのか、ちょっと説明お願いいたします。

- 〇議長(我妻弘国君) 答弁を求めます。教育総務課長。
- ○教育総務課長(小池洋一君) 例えば、利息の高い有価証券にかえるというようなことを想 定しております。例えば、小切手とか手形にかえて……(「すみません」の声あり)
- 〇議長(我妻弘国君) 答弁、財政課長。
- ○財政課長(水戸敏見君) すみません、ちょっと私の方から訂正いたします。当然、大きな基金の金額、いわゆる運用できる金額になった場合のことを想定しているんですが、例えば定期預金か安全な金融商品、それが、いわゆる使う金額、持っている基金ですから貯金ですよね。その貯金運用の部分で可能であれば、必要というふうに判断できれば、安全であればというふうなさまざまな条件のもとで、一番安全な投資に回せるということを述べたものです。
- 〇議長(我妻弘国君) 佐久間光洋君、再質問。(「終わります」の声あり) ほかに、17番白内恵美子さん。
- ○17番(白内恵美子君) この基金を設けることによって、何かプラスがあるんでしょうか。 教育費全体の枠をふやした方が、むしろいいのではないかなと思うんです。50万円の枠、毎年積み立てたとしても、最高限度50万円までしかこの特色ある教育活動支援というのはできないわけですよね。そうすると、積み立てていく意味って本当にあるのだろうかというのがまず一つ、疑問なんですね。

それから、例えば開校何十周年だからそのイベントとして、例えば講演会でもいい、何か コンサートでもいい、大きなものをやろうとした、そういうものも対象とするのかどうか伺 います。

それから、先ほど平間議員からの質問で、継続性のあるものは例えば次の年から当初予算化するのかというようなことだったんですが、これで見つけてと言ったら変ですが、本当に、一度ここで支援することで、これは継続性があるから来年度からはきちんと予算化しようというふうになっていくものなのかどうか。本来は、そういうことがあればこの基金というのはとても意味のあることだと思うんですが、どうもよく今までの説明ではわからないので、もう少し詳しく、何か決まっていることがあれば説明いただきたいと思います。

- O議長(我妻弘国君) 答弁を求めます。町長。
- ○町長(滝口 茂君) あくまでも特色ある学校づくりということで、いろいろ学校で今から 個性を出していかなきゃならないと、そのきっかけづくりとなるためのお金というふうに考 えていただきたいというふうに思っております。そして、その中から、教育委員会の方でこ

れはやっぱり続けていくべきだということであれば一般財源で補てんをしていくと。今回、 槻木小学校のブラスバンドだけと単発でいくのはいかがなものかという内部的なものがあり ましたので、公平性に機会をつくって奨励していくと、そういう意味で、基金で、きっかけ づくりにしていこうという考え方をとっております。ですから、もし継続的にやらなければ ならないというのであれば、一般財源で手当てをしてまいりたいというふうに思っておりま す。

- ○議長(我妻弘国君) 補足説明を求めます。財政課長。
- ○財政課長(水戸敏見君) 今、白石議員がおっしゃったようになぜかと言われれば、たった 一つ価値があるなと思うのは、何に使うかということを教育委員会にゆだねたいということ です。通常の予算ですと町長部局なんですけれども、これについては学校長、教育委員会で 自主的に定めてもらって、お互いに、じゃ次はこっちの学校でというふうな、競争といいま すか、そういうものが立ち上がってほしいなという思いがあります。以上です。
- 〇議長(我妻弘国君) 再質問、どうぞ。
- ○17番(白内恵美子君) 教育委員会にゆだねたというのは、とっても本当にいいことだと思います。そういう意味では、だったらこの基金は本当に今後、有効に使われるものだろうと思うんですね。町長が、継続性のあるものは当初予算化するということをはっきりと言っていただいたので、本当にそのきっかけづくりになればいいのかなと思います。今までは、やはりどうせ要求しても、学校側はどうせ要求しても通らないというので、何か諦めムードというのをやっぱり感じるんですね。どうしてこういうことを必要なのに要求しないんですかと言うと、いやどうせだめでしょうみたいな言い方をされたりしたのもありますから、今後、そうすると、本当にやりたいことを自分たちで考えて、それを提案し、そして、とりあえず1回目はこの支援をもらって、その後、継続していくということが可能になるということで間違いないでしょうか。
- 〇議長(我妻弘国君) ほかに。14番星 吉郎君。
- ○14番(星 吉郎君) この条例の中で「小学校及び中学校」とあります。先ほど同僚議員の中からブラスバンド云々ということでありましたが、ブラスバンドは小学校だけではなく、小学校は槻木小学校だけですが、中学校になりますと各学校にあるわけで、そういうふうなものも教育の一環としてこの基金から出せるのかどうか、聞きたいと思います。
- 〇議長(我妻弘国君) 答弁を求めます。教育総務課長。
- ○教育総務課長(小池洋一君) 中学校の吹奏楽部につきましても、この基金から支援するこ

とは可能でございます。

- 〇議長(我妻弘国君) 再質問、どうぞ。
- O14番(星 吉郎君) あと、教育長に聞きたいんですが、特色ある教育というのは、例えば さっき言った緑の少年団とかジャンボすべり台とか、そういうふうなものではないのではな いかなと私は思うんですね。ですので、その辺ちょっと教えていただければ。
- ○議長(我妻弘国君) これは教育総務課長の……。
- ○14番(星 吉郎君) だから、今、教育長にお尋ねしておきます。
- ○議長(我妻弘国君) では、特色ある教育ということで、教育長、答弁お願いします。
- ○教育長(阿部次男君) 先ほど教育総務課長の方からは「個人的には」というお話でありましたので、これは教育委員会の見解ではございませんというふうにご理解いただければというふうに思うんですが。本当に具体例を挙げますと、当該小中学校からすると既得権といいますか、教育委員会からの公約、約束だというふうに、ここで発言しますと、具体例を挙げますと受けとめられるかもしれませんので、そうなりますとやっぱり公平性を欠くと。先ほど来から出ておりますように公平性を欠くということになりますので、ここではちょっと具体例は控えさせていただければなというふうに思っております。

むしろ、基金を設置することによって、各小中学校が積極的に特色ある教育活動に取り組むと、そういう環境づくりと気運の醸成を図りたいといったところが、この基金の主な目的というふうに受けとめていただければと思います。以上でございます。

- 〇議長(我妻弘国君) 再質問、どうぞ。
- ○14番(星 吉郎君) そうしますと、教育長並びに町長が、これが特色ある教育なんだというものに基金を利用するということでよろしいですか。
- 〇議長(我妻弘国君) 答弁を求めます。教育長。
- ○教育長(阿部次男君) 基本的にはそういうことになろうと思います。財政課長の発言の中に「教育委員会にゆだねます」と、こう言われましたので、教育委員会としては学校にゆだねたいというふうに思って、学校からどのような特色ある活動が上がってくるか、この基金を設けていただきましたので、町長に楽しみにしていただきたいと、有効に活用させていただきたいというふうに思っております。以上でございます。
- ○議長(我妻弘国君) ほかに。12番舟山 彰君。
- ○12番(舟山 彰君) 今一つの例としてブラスバンドというか、吹奏楽の例が挙がっていたんですけれども、昔、私が所属した会派の視察で群馬県の太田市に行って、その市長は全国

的にも有名な市長なんですけれども、市内の中学校などで、もう単独で吹奏楽部を運営できないと。所属する生徒が少ないとか、それから予算がないために楽器をそろえられないと。そこでもう、何ていうんですか、市内で一つの吹奏楽部という考え方にして、それぞれの学校の生徒が集まって、そこに市が楽器の購入などに予算をつけるというやり方をやっていたように私は記憶するんですけれども、例えば今の柴田町の、公式に、例えば中学校に吹奏楽部があると言いましたけれども、市内の中学校の吹奏楽部の状況がどうなのか。人数的にどうとか、楽器購入がなかなか各学校としてはできないでいてそのために困っているとか、場合によっては、今のような、群馬県の太田市のようなことも例えば考えられるかどうかですね。それをお聞きしたいと思います。

- ○議長(我妻弘国君) 答弁を求めます。教育長。
- ○教育長(阿部次男君) 町内の中学校では、生徒1人当たり年間1万円ほど、部活動費ということで保護者の方から協力をいただいておりますので、280名くらいの生徒数ですから、およそ年間280万円くらいは部活動費が集まるということで、それを資金にして、当然ながら各部活によっては運営費なり、あるいは楽器購入費、大きな経費を要するところについては、その費用で賄っているという部分がありまして、今すぐに、ただいま例を挙げていただいたような群馬県のそういう中学校のように、町内の3中学校を一つにまとめて吹奏楽部をと、そこに町の方から経費負担というふうな、そういうふうな事態にはまだなっていないと。

ただ、今回は、槻木小学校の場合は、何しろ小学校ですからほかの部活動がないということで、例えば槻木小学校、570~580名の生徒おりますが、その全体から部活動費を集めるというわけにはいかないんですね。したがって、吹奏楽部の親の会が、それぞれの吹奏楽部員の保護者の方から、年間約2万円ぐらいになるというふうに伺っていますけれども、そういったお金をもとにして今、運営しているという状況でございます。槻木小学校については、そういう意味で中学校とは大分違った状況にあって、今回この基金の立ち上げが生じたということでございます。そんなふうにご理解をいただければと思います。

- 〇議長(我妻弘国君) 再質問、どうぞ。
- O12番(舟山 彰君) 部活費ということで1万円というのはちょっと、私の時代だともう40年ぐらい前ですけれども、それは強制的なんですか。この議案とはちょっとかけ離れていますけれども、ちょっとそれが出たので。

それと、例えば私は吹奏楽部と挙げましたけれども、ほかの運動部では、例えば生徒数が 少なくて運営しにくいと。高校野球だと実際今、人数が足りないので二つの学校から合同チ

- ームを出すということが認められていますけれども、ほかの運動部、町内の中学校の実情は どうなのかお聞きしたいと思います。
- 〇議長(我妻弘国君) 答弁を求めます。教育長。
- ○教育長(阿部次男君) 現在、部活動について問題になっているのは、どちらかというと、 周辺部の市町村で、生徒数が激減をして、生徒数が減ったためにチーム編成ができないと、 試合もできないというところあたりが問題なんでありまして、運営費、活動費でもって困っ ているから部活動の種目編成ができないということは、近隣の市町村でも余り、学校ではないのかなというふうに私は感じております。

やはりお金のことよりも、保護者の方は何とか子供のためだからということで、例えばPTA会費の中に今、お話ししたような部活動費というのを組み込んで、そして保護者の方が負担をしながら部活動を盛り立てようと。とにかく、見ておりますと、保護者の方は非常に子供さんの部活動、スポーツへの応援といいますか、熱意といいますか、親の会の熱意というのはすごいんですね。私もこんなこともあるのかなとびつくりした経験もあるんですが、ある部活動の種目の親の会のお母さんたちが、中学校3年生、いよいよ卒業だとなったら、親の会のお母さんたちが泣きながら、私たちもこれでおしまいねというふうに解団式を行ったという話も聞いております。それほど思い入れといいますか、子供さんのスポーツへの思い入れはありますので、そういったところにも、教育委員会としては頼ってはいけないのかもしれませんが、現状で進めていければなというふうに思っております。以上でございます。

- 〇議長(我妻弘国君) 再々質問、どうぞ。
- O12番(舟山 彰君) 保護者の方、熱心だと今、答弁あったんですけれども、どうなんですかね。町として学校への部活動、協力金というんでしょうか。大学なんかだとよく施設協力金とか取っているというのがわかるんですけれども、町としてあれなんでしょうか、中学校の部活動のために協力金という名目で取っているんでしょうか。例えば払いたくない、払いたくないよというのもおかしいですけれども、必ず全員、部に入りなさいというふうになっているから全員の保護者からもらうものだというものなんでしょうか。
- O議長(我妻弘国君) 答弁を求めます。教育長。
- ○教育長(阿部次男君) 町として部活動加入を強制するということは、基本的にはありません。各学校の判断でもって、保護者の方の意見も伺いながら、校長が全員参加というふうにしたり、あるいは自由参加というふうにしたり、それは学校によってさまざまでございま

す。そういう意味では、ちょっと町の方から直接、各部活動に財政的な支援をするというのは少し難しいのかなと。つまり、部活動によっては非常に大きな経費を要するような吹奏楽部のような部もありますし、要するにユニフォーム1枚とボール1個あれば何とかできるという部もありますし、非常にさまざまなんですね。そこに、各一つ一つの部に町が財政支援をするというのは非常に難しいところがあるものですから、先ほど来お話ししていますように、備品購入費の方から校長が各部の必要に応じて用具を買いそろえたり、そういったところに回しているという仕組みで今、やっているということでございます。

○議長(我妻弘国君) ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(我妻弘国君) **これをもって質疑を終結いたします**。

これより討論に入ります。討論ありませんか

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(我妻弘国君) 討論なしと認めます。

これより議案第4号、柴田町特色のある教育活動基金条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

〇議長(我妻弘国君) 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第5号 柴田町観光施設条例

○議長(我妻弘国君) 日程第6、議案第5号柴田町観光施設条例を議題といたします。 町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長(滝口 茂君) ただいま議題となりました議案第5号柴田町観光施設条例についての 提案理由を申し上げます。

この条例は、地方自治法の規定に基づき、公の施設として観光施設の設置及び管理について定めるものであります。

船岡城址公園内に建設中の「柴田町観光物産交流館」と、現行条例により設置及び管理している「柴田町船岡城址公園スロープカー」の両施設を観光施設と位置づけ、観光と物産の振興及び地域の活性化を図るため、設置及び管理に関する条例を一本化するものでございます。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますよう お願いいたします。

- 〇議長(我妻弘国君) 補足説明を求めます。商工観光課長。
- ○商工観光課長(菅野敏明君) それでは、議案第5号柴田町観光施設条例の補足説明をさせていただきます。

ただいま町長が提案理由で申し上げましたとおりの内容になります。

概要でございますが、観光と物産の振興、加えまして地域の活性化を図るため、設置及び 管理に関する条例を一体化させていただくものでございます。

現在、城址公園には柴田町観光物産交流館が建設されてございます。この交流館は、城址 公園の自然環境、それから花木、憩いの場所というふうなことで非常に知名度がございま す。そういった城址公園の魅力を補完する施設というふうなことで位置づけをしてございま す。加えまして、情報の発信の場、人々の交流拠点といたしました機能を有した施設として 整備してございます。

また、目的を同じとしてございます柴田町城址公園スロープカーと柴田町観光物産交流館の両施設を同じ条例で規定させていただき、管理を一体的に行い、既存のイベントの開催や新たな素材を見つけながら観光客の誘引に結びつけていく観光事業を展開するため、柴田町観光施設条例を制定させていただくものでございます。

それでは、議案書の9ページをお願いします。

柴田町観光施設条例を次のように制定するものでございます。

第1条につきましては、「趣旨」でございます。柴田町観光施設の設置及び管理に関し、 必要な事項を定めることを規定させていただいてございます。

第2条につきましては、「設置」でございます。町民に憩いと安らぎの場を提供するとと もに、観光及び地域の情報の発信並びに地場産品の普及促進を図り、観光と物産の振興及び 地域の活性化に資するため、観光施設を設置するものでございます。

第2項につきましては、観光施設の名称及び位置は次のとおりでございます。名称として、一つ目が「柴田町観光物産交流館」、位置は柴田町大字船岡字舘山95番地1でございます。加えまして、「柴田町船岡城址公園スロープカー」でございます。位置は、柴田町大字船岡字舘山19番地23の地番の施設になります。位置の表記でございますけれども、観光物産交流館のただいま建築されている土地の地番を用いました。また、スロープカーにつきましては、乗車券販売所のある建物の地番を表記させていただきました。

第3条につきましては、「指定管理者による管理」についての定めでございます。観光施設の管理につきましては、地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者に行わせることができる規定でございます。

第4条につきましては、「指定管理者が行う業務の範囲」について定めてございます。

第1号でございますが、町の観光及び地域の情報の発信に関する業務。

第2号では、地域の特産品及び地場産品の展示及び販売に関する業務。

第3号につきましては、観光施設の維持管理及び修繕に関する業務。

第4号でございますが、スロープカーの運行及び利用料金に関する業務。

第5号でございますが、前号の各号に掲げるもののほか、観光施設の管理運営に関して町 長が必要と認めた業務でございます。

議案書の10ページをお開きいただきたいと思います。

第5条につきましては、「指定管理者が行う管理の基準」を定めてございます。指定管理者は、法令、この条例等の定めに従いまして観光施設の管理を行わなければならないことを 定めてございます。

第6条につきましては、「開館時間等」を定めてございます。

第1項第1号でございますが、柴田町観光物産交流館の開館時間を午前9時から午後5時までとさせていただくものでございます。

第2号につきましては、休館日を定めてございます。休館日は月曜日と規定させていただきまして、当日が国民の祝日に関する法律の規定する休日のときには翌日というふうなことになります。

イにつきましては、12月29日から翌年の1月3日までの日をそれぞれ定めてございます。

第2項でございます。指定管理者が観光物産交流館の開館時間及び休館日を変更すること ができる旨を規定させていただいてございます。

第3項では、指定管理者がスロープカーの運行期間及び運行時間を町長の承認を得て定めることができる規定でございます。

第7条につきましては、「利用の制限」を定めてございます。第1号から第4号まで、それぞれ該当する場合には観光施設の利用を拒むことができると定めてございます。

第8条につきましては、「利用料金」を定めてございます。スロープカーを利用しようとする者は、利用料金を指定管理者に支払わなければならないことを規定させていただき、第2項では、利用料金は指定管理者の収入とすることを定めてございます。

第3項では、既に収受した利用料金は返還しないということを定めてございます。

恐れ入ります。議案書の11ページをお願いいたしたいと思います。

第9条につきましては、「利用料金の決定」を定めてございます。利用料金は、別表に定める額を上限として指定管理者が定めることができるとしてございます。

恐れ入ります。議案書の12ページをお開きいただきたいと存じます。

スロープカーの利用料金表でございます。利用区分といたしまして個人、団体。15人以上のものが団体というふうな取り扱いをさせていただきます。なお、利用料金の上限額を、往復・片道利用料金を定めたものでございます。

議案書の11ページにお戻りいただきたいと存じます。

第2項では、利用料金につきまして指定管理者が定める場合には、町長の承認を得なければならないことを定めてございます。

第10条につきましては、「利用料金の減免」を定めてございます。

第11条につきましては、「損害賠償等」を定めたものでございます。

第12条につきましては、「委任」でございます。この条例の施行に関し必要な事項は、規 則で定めるということを定めました。これは、資料でご提出申し上げてある規則をごらんい ただきたいと存じます。

次に、附則であります。第1項につきましては、この条例は23年4月1日から施行するものでございます。

第2項につきましては、現行の柴田町船岡城址公園スロープカー条例(平成21年柴田町条 例第29号)は、廃止するものでございます。

第3項につきましては、「準備行為」として定めさせていただいてございます。この条例 の施行前に、指定管理者の指定手続、スロープカーの利用料金の承認等の行為を行うことを 規定してございます。

以上、説明をさせていただきました。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。以上です。

- 〇議長(我妻弘国君) **これより質疑に入ります。**質疑ありませんか。12番舟山 彰君。
- ○12番(舟山 彰君) 1点目は、柴田町観光施設条例ということで、提案理由の中に「公の施設として観光施設について定めるもの」とありますけれども、太陽の村はこの条例には含まれないんでしょうか、これが1点目です。

2点目は、観光物産交流館、3月完成予定で今、工事を進めていますけれども、4月にな

ればもう桜の花見の季節になります。指定管理者の選定のスケジュール、それから選定の方法ですね。例えば、観光物産協会がもう決まっているみたいなんじゃなくて、場合によっては、公募すれば、ほかの業者が名乗り出るということはないと思いますけれども、そういう方法ですね。その指定管理者を決める場合、どうなのか。管理する体制が整っているのかどうかとか、それから、1年間やるんであればどういう採算の見込みを持っているという、そういう基準なんかも選定の方法に含まれるのかどうかですね。これが2点目です。

3点目は、先ほど太陽の村と言いましたけれども、太陽の村は、今は観光物産協会が指定管理者になっていると私は認識していますけれども、たしか町の予算に、年間幾らという委託料という形でたしか計上されていたように私は記憶しますけれども。お聞きしたいのは、今度の観光物産交流館を指定管理者に任せる場合にも、やはり年間幾らの委託料と。そうすると、指定管理者はその範囲内でいろんな経費を計算するけれども、問題は、地場産品なんかを販売してどうしても売れ残るとか、そういうことで全体的に赤字になった場合には町が赤字を補てんするんでしょうか。

最近、たしか秋田県の小坂町というところで、有名な演芸場が赤字になって、町が第三セクターをやめて新会社にするけれども、それもなかなか大変じゃないかと。最後には町の赤字補てんが大変だったからということがあったんですよね。

町長は、花咲山構想全体で、採算はある程度度外視するというようなきのうまでの答弁ありましたけれども、この観光物産交流館に限って、例えば月、例えばですけれども、月10万円でも赤字になれば、年間では120万円、10年間では1,200万円です。そうなった場合に、町民からすると、町が赤字を補てんするということは町民の税金から補てんするわけですから、10年後、ああこれはちょっとまずかったんじゃないかとなるような気もするんですけれども、そういう意味で、赤字になった場合どうするんだということをお聞きしたいと思います。

4点目は、後半の方にスロープカーのことが出ていますけれども、これはたしか所有は町に今なって、観光物産協会が指定管理者で今、運営していると私は思いますけれども、今の実情はどうなんでしょうか。経費対効果といいましょうか、今の決算状況ですね、運営状況がどうなのか。

それから、きょうもたしか新長期総合計画について説明ありますけれども、あれの中で、 このスロープカーをたしか今後4年間で2,100名利用者をふやすというふうに私は文章に入っ ていたように記憶するんです。そうすると、菊人形展をやっていたころの利用者数に戻すと いう感じにたしか、グラフを見ますとね。ですけれども、どうやって2,100名、4年間でしょうけれども、スロープカーの利用者をふやす計画というか案があるんでしょうか。

それと、スロープカーについても、観光物産協会の決算でいいますと、特別会計ということになっているんでしょうか。スロープカー部門でですね。町から指定管理を受けているということで、観光物産協会全体の決算の中でスロープカーについてはどういう扱いになっているんでしょうか。

最後は、9条に、スロープカーの利用料金の決定は別表に定める額を上限として指定管理者が定めると。指定管理者といろいろ出ていますけれども、この指定管理者というのは、ですから、観光物産協会と限定していいわけですね。

この料金も、もう指定管理者が決まっているから町の方でこの上限を決めていると。例えば指定管理者の方で、できたらもっと上限を上げてほしいとか、そういう話が出てこないのかという気がしますけれども、その辺どうか、お聞きします。

- 〇議長(我妻弘国君) 答弁を求めます。商工観光課長。
- ○商工観光課長(菅野敏明君) 質問が結構多くございましたので、順次お答えをさせていただきたいと思います。

一つは、太陽の村が要するに観光施設条例の中に入るのか入らないのかということなんですけれども、太陽の村は、ただいま公の施設として別に設置条例で定められてございまして、先ほどお話がありましたとおり、観光物産協会の本部の位置というふうなことで指定管理者を行っているというふうなことです。

それから、指定管理の方法なりスケジュールというふうなことが2点目だったと思います。これから指定管理をどのように行っていくのかということになりますけれども、指定管理の手続条例が町にあります。それにのっとりまして、指定管理選考委員会にお願いをして、その条例の中で、先ほど議員の方からもお話がありましたけれども、昨年来、観光物産協会は地域の振興なり地域の観光なり地場産品の開発、それから、そういった既存のイベントを生かしながら、新しい地場産品の開発、それから、そういったものを図りながら活性化を図るというふうな大義名分がございまして、今、私どもの方で考えているのは、当然、町の観光行政に、計画するものに沿っているというふうな理解をしておりますので、そういった手続条例の中で、2項目ございまして、公募型と公募によらないということの限定がありますけれども、これは選定委員会の中でご判断をいただくように考えてございます。

それから、その選定委員会の方で日程が決まれば、それに沿って進めていきたいというふ

うに考えてございます。

それから、3点目、1点目とダブるような形だったと思いますけれども……

- ○議長(我妻弘国君) いや、1点目は太陽の村がこの条例の対象になっているのかどうか、 3点目は赤字になったらどうするかということです。
- ○商工観光課長(菅野敏明君) わかりました。先ほど申し上げましたとおり、太陽の村はこの観光施設条例の中には入っておりません。それから、赤字になったらどうしていくのかというふうなことです。

今現在は、スロープカーを指定管理者として、ことしの1月から物産協会の方に指定管理者がされてございます。それと、太陽の村の関係を申し上げれば、太陽の村も指定管理者として物産協会が指定管理を受けて運営をさせていただいております。

現実問題といたしまして、スロープカーはことしの状況を見ますと、まだ決算額が、数字が確定していないものですから21年度のベースで申し上げますと、大体900万円ぐらいの21年度ベースでございました。経費等についても、切符を売る人とか、それから入場券の印刷とか、そういったもろもろの経費を考えますと300万円ぐらいはかかっております。そうすると、やはり500から600万円くらいの収益が上がるというふうなことで、今はそういうふうな状況で進んでいると。

ことしのことを申し上げますと、さくらまつりだけのデータしかまだ出ていないんですけれども、大体2万354人がさくらまつりの期間中、プラス5月の連休ですか、そこまでいきますとそれぐらいの人数が乗りまして、900万余のたしか収入は得ているというふうなことです。

それで、交流館の運営をした場合に赤字になった場合はどうするのかというふうなことでございます。ご案内のとおり、冒頭でも申し上げましたとおり、交流館の位置づけといいますのは、決して売れ行きをどんどん上げられる施設ではないというふうに考えています。城址公園に多くの方々がお見えになって、そこでメーンは城址公園であって、お客さんを迎え、スロープカーとともに交流館がお迎えをするというふうな役割を持っていますので、必ずしも多くの収益を上げて、収入が限られるというふうに考えてございます。そういった場合については、なるべく赤字にならないようにというよりも、町の方でも今度、交流館を中心にしながら、城址公園に多くの方々に足を運んでいただいて、いろいろ交流館を活用しながら、多くの方々に利活用いただきたいというふうに考えております。

どうしても、赤字となったらどうするんだというふうなことですけれども、従来でいきま

すと、観光協会の経営状況を見ますと、当時は運営費補助というふうなことが出ていました。当然、そういうふうなことには決してならないということは断言できないんですけれども、そういうふうなことに陥らないように町の方としてもいろんな行事を組みながら進めていきたいというふうに考えてございまして、万が一そういうふうなことになれば、やっぱり補助していくというふうなことは避けられないというふうに考えています。

それから、スロープカーでございますけれども、スロープカーの乗車数の増加、今回の第 5 次総合計画でも見込んでございました。 菊まつりの状況に近づけていくような数字だというふうなことでございましたけれども、これから交流館でいろんなイベントなんかを組みながら、多くの方々に乗っていただける。 今回の冬のイルミネーションですか、そういったものなども組み合わせながら、利用客の増を図っていきたいというふうに考えていました。

あと、スロープカーが特別会計になっているのかというふうなことでございますけれど も、物産協会の決算は当然、おのおの決算はすると認識はしているんですけれども、決算書 で出てくるのは一本というふうな形です。ただ、経理上はおのおの処理をして、決算上は一 般の決算書というふうになるというふうに認識しておりました。

それから、第9条の関係ですか、利用料金の設定というふうなことで、これは指定管理者の方が安いんじゃないかというふうなことがあったらどうするんだということでございますけれども、これにつきましては、指定管理者に行う地方自治法の規定がございまして、あくまで指定管理をする側の方で上限額を設定するというふうなことで、実はこの金額なんですけれども、ことしの1月に指定管理をさせていただいた当時の金額を引用させていただいてございます。その範囲の中で指定管理者が自由に設定ができるというふうな規定でございますので、このような内容になりました。

それから、物産協会から管理委託料の増額要望はあるのかというふうなことでございますけれども、今後、町の方で指定管理をお願いするというふうな観点から、当然、指定管理の部分の運用部分については、当方の方で小まめに積算したものを協会の方と話し合いをして決定していくわけであって、今の段階で委託料の増額があるのかというふうなことはまだ認識はしてございません。

- 〇議長(我妻弘国君) 質問、どうぞ。
- O12番(舟山 彰君) 太陽の村がこの条例に含まれないというか、その点ちょっともう一度 確認したいんですね。私としては、柴田町観光施設条例で提案理由に「公の施設として」と いうふうにあるものですから、太陽の村そのものがここに含まれる。それとも、太陽の村に

ついては別の条例があるからいいんだというか。私としてはこの条例そのものは、柴田町にある観光施設、公の施設について規定する条例だから、太陽の村も含まれるんじゃないかなと思うんですけれども、さっき課長の説明は含まれないということなので、ちょっともう一度その点確認したいのと、2点目は、観光物産交流館などが例えば赤字になった場合に、指定管理者の責任というのはないんでしょうか。例えば町が赤字を補てんするとか、将来は運営費補助というようなこともありますけれども、一応、例えば2年も3年も指定管理者の方が、言うなれば赤字を出したという場合には、その指定管理者の経営責任ということをとって管理者をかえるとか、そういうことはあるんでしょうか。

それから、3点目は、今、民主党がいろいろ事業仕分けというのをやっていますけれども、将来、この観光物産交流館とかでこのくらい累積赤字があるというのを見た場合、町の行政について仕分けというのはあり得ないかもしれませんけれども、言うなれば、町民からすれば、いろんな経済効果があるといっても、単独でこの観光物産交流館がこんなに赤字があるのではやめた方がいいんじゃないかというふうに私は言えそうな気がするんですけれども、そういう場合、どうお考えになりますか。

- 〇議長(我妻弘国君) 再質問。
- ○商工観光課長(菅野敏明君) ただいま太陽の村の関係でございましたけれども、先ほど冒頭でも申し上げましたけれども、あくまでも城址公園の中の観光施設というふうなことで位置づけをさせていただいた関係で、太陽の村はこの条例の中には含まれていないというふうなことを申し上げました。

それから、赤字の場合の管理者の交代というふうなことなんですけれども、実はスロープカーはある程度の収入は当然見込めます。交流館は、多くの収入を見込むというふうな位置づけにはなりません。加えて、観光物産協会というのは、もともと設立の趣旨が利益追求型の法人ではなくて公益法人でございます。収入も限定されるというふうなこともございます。今回、城址公園の中でスロープカーと交流館が両方指定管理者となった場合、その利益の相互の中で運営できるのではないかと。私どものところとすれば、多くの方々をお招きをして、とにかくスロープカーに乗っていただき、あれは現金収入になりますので、それらを多く活用させていただきたいというふうなことで、加えて、交流館の方も物販の販売なり等々を加えながら収益を上げていきたいというふうに考えてございました。

- ○議長(我妻弘国君) 再々質問ありますか。どうぞ。
- O12番(舟山 彰君) 町のいろんな施設について、指定管理者ということで選定されている

と思いますけれども、そして、さっきは選定の方法については委員会があるとお聞きしましたけれども、普段の管理状況をチェックして、だから、ほかの、ここに出ている施設以外にもいろんな施設があると思いますけれども、例えば赤字を続けているというような場合、その指定管理者についてはどういう基準で、例えば選定し直すとかという基準についてちょっとお聞きしたいと思います。

- 〇議長(我妻弘国君) 答弁を求めます。財政課長。
- ○財政課長(水戸敏見君) ある法人に対して指定管理をかけるわけですから、その法人が赤字か否かということでは判断はしません。いわゆる公の施設を公の機能を損なうような運営をされれば、それは契約違反になりますので、それは厳しく追及しますが、法人そのものの赤字については、その法人の方でいかに資金繰りをするか、次の年にその赤字をどうやって埋めていくかということをやはり法人自体が努力していただく。それができないのであれば、法人の方は解約というふうな形になるかと思います。意図的に、赤字だから町がその部分を埋めるというふうな考え方はしておりません。
- ○議長(我妻弘国君) ほかに。14番星 吉郎君。
- O14番(星 吉郎君) この第4条の第2項、地域の特産品及び地場産品の展示・販売ということで書いてありますが、4月にオープンするということでありますので、例えば展示・販売、地場商品ですから野菜とかそういうふうなものの関係だと思うんですね。そういうものが、4月にオープンしたときに、今現在、どのようになっているのか、具体的な話を聞きたいと思います。
- 〇議長(我妻弘国君) 答弁を求めます。農政課長。
- ○農政課長(加藤嘉昭君) 交流館につきましては、商工観光課長が説明しましたように、運営に当たっては指定管理ということで進めるようになるわけですけれども、年間通してお客さんに来ていただくということで、商工観光課と連携しながら、農政課の方で地場産品、産直のスペースを確保していただいております。

花見以外にはなかなかよそから人を集めるのが大変だということで、地元の町民の方々をターゲットにしまして、もちろん観光客もターゲットにするわけですけれども、地元の農家の方々に協力をお願いしまして、ことし2回、野菜をつくっている方、それから、実際に産直をやっている方々を集めまして、来年4月からこういうことでオープンしますので協力をお願いしたいということで、40名ほど、2回ほど集まっていただきましていろいろ進めております。

実際には、来年2月ごろまでに物産交流館の産直利用組合を設立したいということで、1月から準備委員会をつくって、2月には立ち上げまして、4月に間に合わせたいというふうに思っています。コンセプトにつきましては、通常の、柴田町、なかなか特産がないものですから、一般的に産直でやられている一般的な野菜、それプラス柴田町の花のブランドということで、花卉と鉢物を常時販売するような戦略でいきたいというふうに思っています。

これにつきましても、花卉生産組合と鉢花研究会の方に協力するということを言われておりますので、花と鉢花、プラス通常の産直というふうなことをメーンにしてやっていきたいというふうに思っております。ただし、各生産者も、先ほど舟山議員から話ありましたけれども、毎日出しても残った場合にどうするのかという、農家の方々も非常に心配しております。ですから、4月、5月、桜以外にお客さんにいかに買ってもらえるかというのを心配しておりまして、多少、農政課の方でも商工観光課長とちょっと協議しながら、通常ですと18%から20%手数料を取られるわけですけれども、当面、運営が産直の利用組合が軌道に乗るまでは10%程度の手数料で、残りの8%程度の手数料については指定管理を受ける団体の方にある程度支援するかどうか、それも含めて今後、2月ころまでいろいろ詰めていきたいというふうに思っております。

- 〇議長(我妻弘国君) 再質問、どうぞ。
- ○14番(星 吉郎君) 作物は、無論わかっていると思うんですが、今の時期ですとハクサイとかダイコンがいっぱい出るわけで、これから2月、3月を迎えるに当たってなかなか難しい、いわゆる路地上栽培できないものがいっぱい出まして、ましてやそういうふうなものをお客さんは欲しがるし、そういうとき、せっかくの物産館をつくりましてそういう空きスペースのないように、指導とか、例えば物のつくり方とか、やっぱり指導者が巡回していただきまして、やはりこの中に商品を切らさないようなスタンスをつくっていく。そしてまた、そういうふうなことが魅力になって人集めになると私は思うんですね。

村田の物産館も、陰でかなり動いている方がおりまして、それをうまくPRする方もいまして、東北放送とかそういうところに、トウモロコシがうまいとかソラマメがうまいとか、大した量じゃないんですが、ああいうふうにして宣伝することによって、その場、その地域を盛り上げるPRの方がいるということで、そういうふうな方もこの柴田町でもいると思うんですね。ですので、やるからには成功させなければならないと思うので、その辺、どう考えているのかお聞きしたいと思います。

○議長(我妻弘国君) 答弁を求めます。農政課長。

○農政課長(加藤嘉昭君) 村田の物産館、私らも何回か行っているわけですけれども、村田 は軌道に乗るまではやはり5年程度かかったというふうなことを聞いております。

それから、通年を通して野菜、毎日続けるというのも非常に大変なんですけれども、来年度講師とかをお願いしまして、農家の方々からの要望がありますので、栽培体系ですか、利用者組合で同じものをつくるのではなくて、ビニールハウスなり農地と分散しまして、栽培体系も普及センターなりJAと連携しながら指導していきたいというふうに思っております。

それから、PRについては、「OH バンデス」というテレビですね。あれに出るようなキャラクターですね、それは菅野課長と連携しながら、そういうキャラを探しながら、PRに努めたいと思います。

- 〇議長(我妻弘国君) 再々質問、どうぞ。
- ○14番(星 吉郎君) 今、団塊の世代が定年退職しまして、槻木、うちの近所の方々も団塊の世代が畑貸してくれとか、いわゆる日曜菜園ですか、そういうような格好でやっている方が結構いまして、その中の話では、この物が売れる場所があったらいいっちゃなという話をよく聞くんですね。そういうふうな場所があったらぜひとも出したいと。それは、本当の農家ではないんですよ。普通のサラリーマンの家庭で、退職者がただゴロラゴロラしているものですから、そのゴロラゴロラを相間にしながら農業をやっていると。それは健康のためにやっているのかなと、私は、ああいいなあと思うんですね。ですので、そういうものが、金にかえたらというのではおかしいんですが、一つの活力のバロメーターですから、要するに金額になればうれしいのかなと思うわけで、そういうような小さな単位の方々も耳を傾けていただきまして、ぜひ出してくださいというような組織づくりをつくってほしいなと思うんですね。その辺ちょっと課長、お願いします。
- 〇議長(我妻弘国君) 答弁を求めます。農政課長。
- ○農政課長(加藤嘉昭君) 議員おっしゃるように、そういう農家も非常に多くなっておりますので、出荷体制等も含めまして、2月まで準備の方々から意見を聞きまして、ご期待に沿えるように進めたいと思っています。
- ○議長(我妻弘国君) ほかにありませんか。3番佐久間光洋君。
- ○3番(佐久間光洋君) スロープカーの料金の件なんですが、別表で上限ということで決まっております。この辺の考え方の問題なんですけれども、私としては赤字にならないような料金設定で、なるべく多くの人に使ってもらえるようにできる限り安い値段設定というもの

をしてみたらいいのではないのかなというふうに思っております。そういった余地があるのかどうか、その辺をお聞きしたいわけなんですけれども、この表によれば、片道・往復というふうなことがあって、今のところ、現状は500円で往復、片道250円。実際に考えてみると、片道で買う人というのは上がりだけ頑張って帰りおりてくるかという人かなというふうに想像するわけなんですけれども、最初、上がっていって、歩いて上がっていって、上に行って疲れたから帰りスロープカーに乗って帰るかというケースもあろうかと思います。そういったときに、上で切符は買えないわけですから、下におりてきてから買うのかどうか。そういったことも含めて、上がっていくのに金を払うのはしょうがないにしても、おりてくるのに250円取るのも、これも酷かなと私の感覚なんです。だから、下がりだけの場合には100円にするとか、そういったことでの料金改定、できる余地があるかどうかということでお伺いいたします。

- ○議長(我妻弘国君) 答弁を求めます。商工観光課長。
- ○商工観光課長(菅野敏明君) 確かに、おっしゃられることも私もわかります。上に販売所はございません。何回か山に、山といいますか、上に上がっていますと、おっしゃられるとおり、行くときは乗る人はそういないんですね。帰り疲れるというふうなお話も聞きます。であれば、帰りはもっと安くとかできないのかというふうなことなんでしょうけれども、乗車券の販売所で、例えば帰り乗りたいということになれば、そういった乗車券まで発行できるかどうかも、その辺あたりも協会と話をしたいというふうに思います。

今の段階で、半額ですか、往復500円の半額になっているものですから、これをまたという ふうな考え方はちょっと今の段階ではちょっと難しいかなというふうに思っていますので、 その辺、この金額の範囲内でお願いしたいというふうに考えています。

- ○議長(我妻弘国君) よろしいですか。 ほかにありますか。9番水戸義裕君。
- ○9番(水戸義裕君) 第6条の休館日についてなんですが、イの項で12月29日から3日までというふうに。2項では、指定管理者が休館日を変更することもできるということは、というよりも、要は大晦日ですね、12月31日、スロープカー、今までもずっと運行してきているんですが、このときに物産館の営業というかそういったことは、さっきから出ている赤字を少しでも解消しようとすれば、やはり観光地というのはみんなが休みのときに忙しくなるというのが普通なので、この辺について協会としてはやるつもりでいるかどうかは別としても、どのように考えるかちょっとお聞かせください。

- 〇議長(我妻弘国君) 答弁を求めます。商工観光課長。
- ○商工観光課長(菅野敏明君) 一つは、この交流館につきましては、開館時間なり休館日というふうなことを定めさせていただきましたけれども、2項で指定管理者が変更することができるというふうな意味合いを持たせております。これは何かといいますと、朝市をやったり夕市をやったりする場面も出てくるんですね。あと、イベントの状況とか、必ずしも月曜日、休館している場合ではないということもあり得るわけです。ですから、2項では、そういったある程度、催し物等々に合わせていただくというふうなことで、自由路をつけた表現になってございました。

それから、スロープカーの運行時間でございますけれども、これも現実的には、この運行時間といっても、イベントをやっている最中にとまったのではちょっとお客さんに申しわけないので、これらも自由に年度計画といいますか、月ごとの計画に合わせながら運行させていただければ、より多くの方に楽しんでいただけるのかなというふうなことでこのような表現にさせていただきました。

大変申しわけありません。大晦日の考え方も、今申し上げた中で同様に考えていくという ふうな観点でございます。

- 〇議長(我妻弘国君) 再質問、どうぞ。
- ○9番(水戸義裕君) わかりました。

ところで、物産館ではたしか軽食ぐらいなんですか、例えば何か食事、たしか出しますよね。というふうにたしか……。それで、太陽の村で評判のいいメニュー、そういうものもこっちの物産館でやるといったような考え方というか、例えばみそラーメンが評判いいというのは聞いたことがあるんですが、皆さん聞いているかどうかわからないですけれども、例えばそれがこっちの町中でというか、川のこっち側でもできれば、そういったことで客も来るのかなというふうに思うんですが、太陽の村でやっているのはそれはそっちだけで、こっちは別というふうにするのか、評判のいいものはこっちでもやるのかということで、ちょっとお聞きしたいと思います。

- ○議長(我妻弘国君) 答弁を求めます。商工観光課長。
- ○商工観光課長(菅野敏明君) 実はこの物産交流館のいろいろワーキングの中でも、そういった今、議員おっしゃられたような意見は出ていました。実は、交流館ではラーメンとか、太陽の村では今、みそラーメンが非常に、私も口コミ等々がありましてブランド性は非常に高いものになっていると認識はしているんですけれども、両方でつくって味が違うとかそう

いったことになれば、これはちょっと大変だというふうに私は思っていました。それで、交流館の方では、そういっためん類というんですか、ある程度、太陽の村みたいな、ああいうラーメンは太陽の村へ行って食べていただくというふうな位置づけにさせていただいて、こちらはあくまで軽食的なものというふうなことで区分けをさせていただきたいというふうに思っています。

○議長(我妻弘国君) よろしいですか。(「はい」の声あり) ほかにありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(我妻弘国君) **これをもって質疑を終結いたします**。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(我妻弘国君) 討論なしと認めます。

これより議案第5号、柴田町観光施設条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(我妻弘国君) 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。 ただいまから休憩いたします。再開は13時です。

午前11時55分 休 憩

午後 1時00分 再 開

〇議長(我妻弘国君) 再開いたします。

日程第7 議案第6号 平成22年度柴田町一般会計補正予算

○議長(我妻弘国君) 日程第7、議案第6号平成22年度柴田町一般会計補正予算を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長(滝口 茂君) ただいま議題となりました議案第6号平成22年度柴田町一般会計補正 予算についての提案理由を申し上げます。

今回の補正は、国の制度改正や緊急の経済対策への対応に要する経費などについて補正を

するものでございます。

補正の主なものは、歳出として花のまち柴田推進事業、障害者自立支援事業、予防接種事業、観光物産振興事業、道路改良事業及び人事院勧告に伴う人件費の補正を計上しております。その財源として、国県支出金、寄附金、諸収入などを充当いたします。

また、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用するための繰越明 許費の設定並びに債務負担行為の追加及び地方債の変更をあわせて行うものです。

これによります補正額は7,487万7,000円となり、補正後の予算総額は111億6,442万9,000円となります。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますよう お願いいたします。

- ○議長(我妻弘国君) 補足説明を求めます。財政課長。
- ○財政課長(水戸敏見君) 詳細説明をいたしますが、その前に、議案書の方に一部誤りがありました。おわびして訂正申し上げたいと思います。訂正するページは59ページになります。ごらんください。

本補正の資料編になりますが、地方債の現在高の見込み調書になります。この普通債 (6) 土木という欄です。そこの当該年度中増減見込み、当該年度中起債見込額を「5,550万円」と記載しておりますが、今回の補正で「8,960万円」というふうに変更になります。正しい値です。訂正稿をお出ししております。できれば新しい原稿の方をそのまま張りつけるかして訂正をしていただきたいと思います。この変更によりまして、当然、右側の現在高見込額、一番下の合計欄、都合4カ所が訂正となります。よろしくお願いしたいと思います。

議案書の方を説明申し上げます。

まず、議案書13ページをお開きください。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ7,488万7,000円を増額し、補正後総額を111 億6,442万9,000円とするものです。

歳入歳出の個別説明の前に、繰越明許費、債務負担行為補正、地方債補正を説明いたします。

17ページをお開きください。

宮城県議会議員一般選挙に係る予算256万3,000円を繰り越します。来年4月10日が選挙投票日となります。

18ページから19ページにかけて、債務負担行為補正です。追加、34件です。いずれも23年

度当初から執行する事務事業について、今年度中の契約手続を行うための債務負担行為とい うふうになります。

次の20ページは地方債補正となります。

公営住宅整備事業費、地方特定道路整備事業費、いずれも事業費確定によるものですが、 道路整備事業費は、今回の国の補正予算成立に伴う地域活力基盤創造交付金事業枠の拡大に よるものです。補正後、限度額は5,170万円となります。

歳入について説明いたします。23ページ、お開きください。主要事項について説明申し上 げます。

款13分担金及び負担金、教育費負担金で283万8,000円を減額します。適応指導教室けやき 教室が白石市に移転しました。そのことにより、構成市町の負担金がなくなりましたので減 額しています。

中段になります。款15国庫支出金、項1目1節5です。社会福祉費負担金、障害者自立支援給付費負担金で2,741万4,000円を増額しています。これは、歳出で説明しますが、支出ベースで5,000万円を超える増額となりました。対応する国庫の負担分というふうになります。これは、制度の改正とサービスの増加が当初想定を大きく上回ったためのものです。県負担金町一般財源負担でも大きな増額となっております。

下の段、款15項2目1総務費国庫補助金3,726万円減額です。これは地デジの難視対策に係る国庫補助の減額で、これも事業料の確定によるものです。

24ページ、ごらんください。

目4土木費国庫補助金、3,628万5,000円を計上しています。事業量確定によるものですが、特に地方道路整備事業補助金2,220万円は、今回認められた創造交付金事業に係わっての増額です。

下の段、款16項1目1民生費県負担金、国民健康保険基盤安定負担金1,277万5,000円の増額は、国保税軽減による財源負担分によるものです。一般財源でも同様の措置をとっております。

25ページです。

国庫支出金でも説明しましたが、社会福祉費負担金、障害者自立支援給付費負担金で1,370 万7,000円を増額しております。

26ページです。

上段、目7商工費補助金、ふるさと雇用再生特別基金事業補助金で311万6,000円を減額し

ております。経済危機対策に係わっての補助金ですが、事業料確定によるものです。

次の27ページ、上段になります。

いずれも指定寄附として受けた収入です。総務費寄附金305万円は、これは歳出、企画管理 費で紅葉の森形成事業の財源として充当しております。

下の段、款22町債、土木債で事業ごと増減がありますが、2,970万円の計上となりました。 28ページから歳出です。

予算減少のほとんどは、支出見込みによる補正となります。また、人件費の減額は、主に 人事院勧告に応じた給与等の減額による予算反映額です。

29ページ、ごらんください。

目 2 企画管理費委託料、紅葉の森形成事業委託料で440万円を新規計上しております。これ は船岡城址公園の整備事業として計画しております。

30ページ、上段になります。

目3情報政策費、無線システム普及支援事業費等補助金3,593万6,000円を減額しております。地デジ難視対策での共聴組合補助の確定によるものです。

飛びますが、34ページです。

下の段、款 2 項 5 目 1 統計調査総務費、時間外勤務手当で82万3,000円を増額しております。これは国勢調査に係る事務量増加によるものです。

35ページの下の段、款3目1項1社会福祉総務費繰出金1,931万1,000円の増額は、国保会計での国保税軽減に対応する措置となります。

36ページの下の段、目6障害者更生援護事業費では、歳入で説明申し上げましたが、扶助費として障害福祉サービス費を5,483万円増額措置しております。

37ページです。

款3項2目2児童措置費、子ども手当1,400万1,000円を減額しております。これは支出見込みによる減額です。

飛びます。42ページ、ごらんいただきたいと思います。

農林水産業費、目7稲作総合対策費地域とも補償推進事業補助で246万円を増額しております。これは補償水準の適正化のため措置するものです。

43ページです。

款 7 項 1 目 2 観光整備費で376万7,000円を増額しております。観光物産交流館整備に係る 予算増額が主なものです。 44ページ、上段、家屋補償事業で489万円を増額しています。家屋沈下補償に係るもので、 見込額確定によるものです。補正後の合計額では2,135万円の現計となります。

44ページから45ページにかけて、道路新設改良費で総額5,548万5,000円を計上しています。交付金事業として内示を受けた地域活力基盤創造交付金事業によるものです。4件あります。

47ページになります。

款10教育費です。項1目2教育管理費、委託料で槻木小学校大規模改造工事実施設計業務 委託料231万円を計上しています。これも国の第1次補正予算事業として認められたものです が、事業規模の拡大が可能となり、予算規模の拡大となったものです。

飛びまして54ページ、お開きください。

款10項6目2保健体育施設費、需用費、修繕料350万6,000円を計上しています。これは柴田球場の照明等修繕費346万7,000円が主な支出となります。

55ページ、予備費です。今回の補正の財源調整を行っております。378万5,000円を減額 し、補正後の予算現計を1,858万1,000円としております。

以上、概略説明いたしました。ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

○議長(我妻弘国君) これより質疑に入ります。質疑は繰越明許費、債務負担行為補正、地方債を含む総括と歳入を一括質疑といたします。歳出については、款1議会費28ページから款3民生費39ページまで、款4衛生費40ページから款13予備費55ページまでといたします。なお、質疑に当たってはページを示して行ってください。

まず、債務負担行為補正、地方債を含め、総括と歳入の質疑を許します。質疑ありませんか。11番大坂三男君。

○11番(大坂三男君) まず、24ページ、款15国庫支出金の目4土木費国庫補助金、先ほどの 説明、創造交付金で地方道路整備事業補助金として3,628万5,000円の補正でございます。道 路整備事業としては2,220万円ですね。これが支出のどこに対応するのか、ちょっと、余り早 くて聞き漏らしたので、もう一度お願いしたいなと思います。

総括にもなるんでしょうけれども、この国庫支出金あるいは補助金に関連して、一般質問でもちょっと触れましたけれども、いろいろな国の補正予算あるいは経済対策の絡みで、報道によりますと経済対策として3,000億円、国として3,000億円ですね、これが町にどういうふうに関連しているのか、反映されているのか、今回の補正にはちょっと出ていないようには見受けられるんですが、その辺どうなのか、説明をお願いしたいと思います。

それから、この間のきめ細かな交付金、きめ細かな臨時交付金というのが前で、今回は「臨時」が取れたということで、国ベースで3,500億円ですね。あと、生活に光を当てる交付金という形で1,000億円が報道されましたけれども、これについても、今回の補正では入っていないと思うんですが、国の方は決まったということで、町にどういう形で内示というか、指示されているのか。緊急経済対策ということで、早くやらなくちゃならないという意味では、もし町で使い道が決まっているのであれば、一刻も早く、今回のように間に合わなかったものか、間に合わないとすれば、もう今、12月なので、来年早い時期に、1月とかそういう時期に、例えばの話、臨時議会でもやってこれの補正予算を組むつもりがないのかどうか。その使途と、それから、いつ町として補正に組み込むのか、その辺をお伺いしたいと思います。

それから、27ページの町債関係なんですけれども、2,970万円ですね。これの中で、節の6 地方特定道路整備事業債と補正債となっていますが、余り国が、いろいろ補正予算が次々あったり臨時交付金があったりして、ちょっと整理がつかないので私たちもよくわからない、説明をお願いしたいんですが、この部分はどういう起債なのか。臨時財政対策債になるのかならないのか。借金といいますと、私、臨時財政対策債になるのかならないのか非常にこのごろ気になっているので、これはどうなのかちょっとお伺いしたいと思います。

- 〇議長(我妻弘国君) 答弁を求めます。財政課長。
- ○財政課長(水戸敏見君) 1点目、歳出のどこに対応するのか、土木費にありました。歳出 のときでいいですか、今説明いたしますか。

45ページ、お開きいただきたいと思います。45ページの上の段、工事請負費、その上の富沢16号線の実施設計から、この四つの事業に該当いたします。一番最初の質問なんですが。45ページの道路新設改良費の欄です。富沢16号線実施設計から工事請負費で町道四日市場、上名生3号線、松ケ越4号線、これが該当……、45ページです。該当いたします。

2点目の補正予算の3,000億円、これは地方交付税の分配に当たるものだと思いますが、これは町に対して3,600万円の内示が入っております。ただ、これは3月、最終補正で地方交付税の上乗せという形で措置したいというふうに考えています。

あと、きめ細かな交付金と光を当てる交付金、これが今回、新たな交付金として出されました。きめ細かな交付金として約2,700万円、光をそそぐ交付金で880万円の町割り当てが内示されております。12月末まで事業を固めることになりますが、今回については、前回はハード事業といいますか土木事業というふうに限られていたんですが、今回についてはその縛

りがありませんので、新年度予算を見比べながら、新年度予算はかなり厳しい状態になって おりますので、新年度予算の財源としては大きく考えていきたいなというふうに思います。 ちょっと新たにまたこの事業を起こすといういとまもありませんので、新年度予算をこの財 源として繰り越しできるかなというふうに考えております。12月末までですので、交付税、 1月の臨時議会あたりでその審議をお願いするというふうになるかと思います。

町債ですね。地方特定道路整備事業債、これは既存の事業債、ちょっと詳しくは都市建設 課長の方からお願いしたいんですが、これは既存の整備事業の確定による減額になっていま す。今回、6番の方の地方特定道路整備事業債で補正債と呼ばれるものが今回の補正事業枠 でもって追加になり、補正枠が広がったものです。同じ名称なんですが、通常分と補正枠分 というふうにご理解いただきたいと思います。

先ほど、臨時財政対策債に該当するのかという言い方なされましたけれども、臨時財政対 策債というのは個別名称ですので、そういう意味じゃなくて、交付税措置があるのかどうか という質問かと思います。今回については、まだこの地域活力創造交付金という下の補助事 業、交付金事業に該当しますが、45パーセントだったかと思いますけれども、交付金いわゆ る償還のときの償還金に対する充当があります。全額ではありません。以上です。

- 〇議長(我妻弘国君) 再質問、どうぞ。
- ○11番(大坂三男君) 今回の新たな町債、それから、多少事業が入ってくるということで、 22年度の見込みとして、一体、最終的に町債は当初予算と比較してどうなるのかなということなんですが、いつも論議になります当初の公債費と新たにつくる借金の収支といいますか、要するに財政の収支、借金が減ってきているのかふえるのか。減ってきているというのは大体わかるんですが、一体22年度はどうなるのかというのがちょっと、最終的に見込額を知りたいんですけれども、今回の補正予算のこの状況を反映してどうなるのかお伺いしたいと思います。
- ○議長(我妻弘国君) 答弁を求めます。財政課長。
- ○財政課長(水戸敏見君) 起債シミュレーションという言い方をしているんですが、実は毎月毎月、直しているような状況です。今、最新、12月10日に財政部門で策定したものがあります。それは、国の第1次補正、先ほど言った道路4事業、それと小学校整備、まだ二つ確定していないんですが、四つありました。槻木中学校の解体、槻木小学校の大規模改修、船岡小学校のトイレ改修、柴田小学校の校庭改修。そのうち、槻木小学校の大規模改修と槻木中学校は内示が入ったんですが、残り2件はまだ未定です。これら四つを組み込んだ中で、

一応、今年度の収支、4年後の起債の状態をシミュレーションはしています。

今年度の借入額は、14億7,700万円になるだろうと。当該年度末、現在高は118億5,000万円規模。これ以上は、また起債はあるわけですが、ここで今わかっているすべてを組み入れて、来年も臨時財政対策債もあるというふうなことを踏まえても、23年度は115億円、約3億円の減。現在高でお話ししております。24年度については108億円というふうに、現在高が沈んでいくというふうに推計しています。当然、償還額についても、ことしは16億8,000万円、23年度は15億6,700万円、24年度については15億1,800万円というふうに減少傾向にはあるというふうにまだ感じております。ただ、これから、槻木中学校の本体工事とかが組み込まれますので、少し現在高も残るかなというふうには思いますが、基本的には財政規律として、現在高は沈めていく、償還額は沈めていくというふうな中で設計を行っていきたいというふうに考えています。以上です。

- 〇議長(我妻弘国君) 再々質問。
- ○11番(大坂三男君) ちょっと今の説明の中で、中学校、槻木中学校の改築といいますか建てかえといいますか、その件ちょっと内示があったような話だったんですが、確かにそれでこの間から私も気にして何回か話ししているんですが、町長が言っている解体費用に内示がついた、解体費用に充てる内示がついたということでしょうか。それによって、つばをつけられたと。だから、槻木中学校は、もう補助事業として町が全額、18億円出さないで、いろんな補助事業として乗っかって半分とか4分の1ぐらいの町の負担で済むんだと。もちろん、借金も含めてですね。ということが決定したということでよろしいんでしょうか。

それと、もう一つすみません。さっきの、今回の地域活性化交付金、きめ細かな交付金と住民生活に光をそそぐ交付金ということで、今月中に決めなくちゃならないということだったんですが、これ町長に聞きたいんだけれども、この辺どういう使い方をしたいのか。特に、ソフト分として今回、住民生活にとって大事な分野でありながら光が十分に当てられてこなかった分野ということで、今までにないある意味ユニークな交付金なんですが、これを見ますと、DV対策とか自殺予防の弱者対策とか、自立支援とか知の地域づくりとかというような取り組みを支援する交付金だというふうに説明入っているんですが、この観点から、今月中に決めなくちゃならない。これをどういう使い方をしたいのか、頭にあるのか聞きたいと思います。

- ○議長(我妻弘国君) では、1点、2点、両方とも町長、答弁してください。
- **〇**町長(滝口 茂君) 槻木中学校の解体につきましては、本当に不安感があったんですが、

一応、解体が決まったということはもう本体が着手したと考えて結構だというふうに考えております。これについては、県と十分に連絡をとって担当者がやっておりますので、本当にこの18億円、もし補助金がつかなければ来年度着工ができないということだったものですから、22年度で解体だけでもお墨つきをいただいたと。本当に顔、満面の笑みと言ってもいいんではないかなというくらいに今、喜んでいるところでございます。

それにつきましても、先ほど財政課長がお話ししました、きのうも佐藤輝雄議員にお話ししましたけれども、それも含めまして将来、償還額は少なくなるということ、それから、先ほど差しかえさせていただいて大変申しわけなかったんですけれども、59ページ、せっかくですからきちっとしておかなければならないというふうに思っております。59ページをごらんになっていただいてもわかるとおり、返すお金が17億円というのが皆さん頭の中に入っていると思うんですが、今、補正後に今回の借金をしましたけれども、実際、今年度借金したのは、ここに書いてありますように起債見込額9億5,850万円です。解体もこれからありますけれども、現在はこれしか新たに借金していないということです。

中身を見ていただきたいと思うんですが、その中身のうちで年度末の現在高見込額を見てもらうと、普通債62億円しか、「しか」というと語弊があるんですけれども、きのう財政課長は財政規模の2倍、140億円と言っていましたけれども、実際は普通債は62億円しかないということです。それから、大きいのが、その他の50億円というのは臨時財政対策債なんですね。ですから、前の借金の額と今の借金の額は違うんだということを十分皆さんご理解をして、何だ、ばかんばかんして借金重ねてと議員さんもおっしゃいますけれども、やっぱりみんなで勉強していかないといけないというふうに思っております。

そういった意味で、財政課長が申しましたように、これから建設が始まりまして、当然、 学校の起債は打たなければなりませんが、それにつけても18億円ですから。18億円を20年か かったって、毎年2億円ぐらいの借金しかふえないということです。ですから、これの9億 5,000万円に新たに2億円ずつ借金しても、11億円ですね。ということは、17億円返している んですから、絶対ふえるということは当面はないということでございます。これは1点目で す。

2点目なんですが、「きめ細かな」ということで、今回は、これは財政課長と内々に相談 しているんですが、きめ細かなについては経済対策なので、前回、広沢議員に、リフォーム ありましたので、これにここから充当をしてはどうかと今、考えております。ほかは、私と しては、ことしの政治姿勢が困っている人に光を当てると、弱者の立場に立つということな ので、なるべく地元にお金が回るようなきめ細かなハード事業に使っていきたいと思ってお ります。

「光を当てる」につきましては、実はソフト事業が中心です。 DV対策とか自殺対策、柴田町は進んでおりまして、自殺対策は実はことしシンポジウムというか、やったんですね。ですから、今から来て、1月、2月、3月でなかなかソフト事業に使うのは担当者が難しいと。やっていますものですからね。ですから、お金は、知の拠点ということですと、実は本が買えるんですね。本が買えるということなので、私としてはすべて本代に充てたいと思うんですが、そうも言っておられませんので、DV関係で森議員からもご指摘ありましたので、母子寮ですね。あそこはちょっと県の方からクレームが来たものですから、その環境整備に使いたいというふうに思っております。

この光を当てる交付金は、実は500億円しか割り当てがありませんでした。あとの500億円は意欲のあるところにお金を上げますということなので、私は職員には、こういう提案枠は10分の17でぜひ提案して確保しなさいと。そのとき、本代、880万円を倍にして1,600万円出しても多分だめだというふうに思うので、既存のものは本代に880万円ぐらいは充てて、ほかは政策的なもの、DV関係の政策的なものとかいろいろありますので、今、職員にそれを指示して、なるべく倍以上もらうように今、指示をしているところです。頭の中にはそれだけ入っております。

- ○議長(我妻弘国君) ほかにありませんか。17番白内恵美子さん。
- O17番(白内恵美子君) 24ページの次世代育成支援対策交付金の中の一時預かり事業費交付金、この金額というのは一時預かり事業費全体の何%になるんでしょうか。

それから、25ページの県支出金の中の市町村振興総合補助金が減額の理由について伺います。

26ページの民生費県補助金の中の5児童福祉費補助金の78万7,000円について説明をお願いします。

それから、27ページの一番上に教育費寄附金とありますが、この指定寄附というのはどういう形で寄附がなされたのか伺いたいと思います。その下の総務費寄附金についても伺います。以上です。

- ○議長(我妻弘国君) 答弁を求めます。最初の1点は子ども家庭課。
- ○子ども家庭課長(笠松洋二君) 最初の24ページの一時預かり事業交付金の件でございます。全体の何%というのは、財源として何%になっているかというご質問でしょうか。大変

申しわけありませんが、今のパーセントはちょっと数字としては持っていないんですが、当初にこの次世代の方で申請いたしましたが、45万円でございまして、今回、船岡保育所と西船迫保育所につきまして、192万2,000円ということになりましての147万2,000円の増額ということで、今回、交付金として交付されているという内容でございます。

パーセントにつきましては、すみません、今ちょっと調べて後でお答えしたいと思います。

- ○議長(我妻弘国君) 25ページ、まちづくり政策課長。
- ○まちづくり政策課長(大場勝郎君) 市町村振興総合補助金の減額の理由でございますけれども、交流ひろばにつきましては、実は講師謝礼関係で一律5,000円にして、積算上は2万円まであったんですけれども、20万円ほど減額していること。それから、周知のパンフレットとか案内チラシ、それからポスター等は、自前でカラー印刷等をしまして20万円を減額していること、それから、一部補助対象のところがありまして、県と協議している中で英会話教室があったんですけれども、それが補助対象外に外れてしまいまして、交流ひろばの最低条件が事業費で100万以上の事業をしないと対象にならないんです。そういう関係から、53万2,000円を減額するものです。

それから、園芸特産重点強化整備事業につきましては、組合の方で取り組まれたんですけれども、そちらの取り下げがあったと聞いております。

それから、花のまち柴田創生プランにつきましては、これも補助対象から外れたものがありまして、鉢花のブランド化の補助金は町からの補助だということで、補助に対する補助はしないと。それから、船岡の中央商店街の花のまちづくりの補助金も同じような扱い。それから、今回はコーディネーター、ガーデニングスクールのコーディネーターが無料で務めていただいたこと、シンポジウムの講師の精算残額があったこと、それから、研修の方で若干減にしていることの理由から79万5,000円を減額するものです。

- ○議長(我妻弘国君) 次は、26ページ、子ども家庭課長。
- ○子ども家庭課長(笠松洋二君) ご説明いたします。26ページの子育て支援対策臨時特例基金特別対策事業費補助金でございますが、これは新たなものでございまして、これまで安心子ども基金というものがもとになっている事業でございまして、その中で、昨年度は新型インフルエンザの抑止にマスクと消毒等を購入させていただいた財源なんですが、今回は地域で子育てをしている団体の皆さんへの支援ということで、地域子育て創造事業、この特別対策事業の中にその事業があるんですけれども、それに申請いたしまして内示をいただきまし

たので、これを計上させていただくということでございます。

- 〇議長(我妻弘国君) 次、指定寄附、財政課長。
- ○財政課長(水戸敏見君) 寄附を受ける場合に、二通りあります。町のために使ってくださいというふうに特に使い道について希望がない場合、もう一つは、どこどこ学校のためにとか、高齢者のために、議会運営のためにというのもあるかもしれないですね。そういう場合については指定寄附という形で、できるだけその年度のうちの歳出に充てるようにしています。今回についても、教育費、社会教育費、これは恐らく教育のために使ってくださいと。総務費で受けた305万円については、先ほども説明いたしましたが、船岡城址公園の観光、これからの観光のためにという申し出がありましたので、指定寄附として今年度、予算として、歳出として財源充当をかけているというふうになっております。
- ○議長(我妻弘国君) よろしいですか。再質問ありますか。再質問、どうぞ。
- ○17番(白内恵美子君) 24ページの一時預かり事業費なんですが、そうすると、パーセンテージはともかくとして、町と県との……、これは国ですか、負担割合について、では後で教えてください。
- 〇議長(我妻弘国君) 答弁お願いします。
- ○子ども家庭課長(笠松洋二君) 大変申しわけありません。補助率のご質問でございました ら2分の1というふうになってございます。
- ○議長(我妻弘国君) よろしいですか。 ほかにありませんか。7番広沢 真君。
- ○7番(広沢 真君) 1点だけ。24ページの土木費国庫補助金のところで、道路の話は先ほど出てきたんですけれども、地域住宅交付金、今回は増額補正になっているんですが、国の制度変更等で今後の町営住宅の建設計画において新たな国からの支出を見込めるオプションなんかが考えられているのかどうか伺いたいと思うんですが。いかがでしょうか。
- ○議長(我妻弘国君) 答弁を求めます。都市建設課長。
- ○都市建設課長(大久保政一君) 今回、公営住宅建設費補助ということで1,408万5,000円を増額しております。トータルの事業費がたしか9億5,000万円で、3カ年の継続ということになります。その中で、今回ふえたというのは、年度末までに進捗率ということで、出来高、それが細かい数字で国の方で算出するんですけれども、その率が多少上がったために今回、補助金がふえたということで、トータル的にはまだ9億5,000万円でいっていますので、その中でいろんな制度設計が、一括交付金とかそういうもの、社会資本基盤総合交付金でやって

いますけれども、変わった中でも債務負担で町も組んでいますし、国の方にもこういう内容 でいっていますので、上がることはなくて、下がることもなくて、枠だけはきちっと確保し てもらっているのではないかと、このように思っております。

- 〇議長(我妻弘国君) 再質問、どうぞ。
- ○7番(広沢 真君) そうすると、国の方からはしご外されるなんていうことは余り考えな くてもいいというふうにとらえているんでしょうか。
- 〇議長(我妻弘国君) 答弁を求めます。
- ○都市建設課長(大久保政一君) 当然、国の方にも、県を通じて3カ年の事業枠といいますか、事業費がいっていますので、ことし当然実施設計、いずれ臨時議会で議員の皆さんから議決をもらうという予定になっていますので、もうすべてスタートしていますので、まさしく枠は確保されていると、このように考えております。
- ○議長(我妻弘国君) よろしいですか。
 ほかに、12番舟山 彰君。
- ○12番(舟山 彰君) 1点だけ。23ページの下の方の国庫負担金の節8子ども手当負担金、マイナス1,532万5,000円子ども手当交付金、そして、それに関連して、25ページの県負担金の節8子ども手当負担金、これはプラスで66万1,000円ですか、子ども手当交付金と。この関係をご説明願いたいといいますか。例えば、柴田町として実際、子ども手当の申請が予想より少なくてこういった国とか県からの負担金が減額になったりということなのか、教えていただきたいと思います。
- ○議長(我妻弘国君) 答弁を求めます。子ども家庭課長。
- 〇子ども家庭課長(笠松洋二君) お答え申し上げます。

まず、23ページの国庫支出金の負担金の中の子ども手当負担金でございますが、これは 1,532万5,000円の減額というふうになります。これは対象児童の確定見込みによるということでございまして、まず、国の方が中学生、今回、子ども手当につきましては中学生が新規に対象になりまして、当初予算でまだ子ども手当システムが電算上、完全にできておりませんで、町内の中学生の年齢児童で算出したものですから、そうしますと、私どものような公務員とか、町が出す子ども手当からは対象外になりますので、その分も含んでいた数で当初は計上することになっていたと。これが今回、対象児童が確定する見込みになりましたので、国の分の方では中学生の分は国が全部、10割でございますので、その分が国の方では減額が大きくなっていると。

そして、続いてのご質問で県の方で66万1,000円がふえているのも、これは中学生以外の分についての、3歳児、または3歳未満児というふうな、県の負担金で対象にする児童の数が確定するということの見込みで県分は増額になっているということでございます。

- 〇議長(我妻弘国君) 再質問、どうぞ。
- ○12番(舟山 彰君) 階段なんかに子ども手当の窓口はどこと、たしかまだ張ってあったような気がするんですが、そういえば子ども手当の申請というのはいつまででしたか。

それと、もう一つというか、来年度予算に向けて、民主党政権の方では子ども手当について、3歳児未満までをプラス7,000円しようとか、ただ、その財源ということで、場合によっては地方自治体に負担を求めるということなんですけれども、町としてはどういう情報が入っているかということをお聞きしたいと思います。

- ○議長(我妻弘国君) 答弁を求めます。子ども家庭課長。
- ○子ども家庭課長(笠松洋二君) まず、1点目の子ども手当の申請につきましては、期限はございません。例えば、新しくというか、新たに生まれた子供さんもそのときからの対象になりますので、前の期限があったのは、さかのぼって4月から受給するための届け出の期限でございまして、今はそれはございませんので、もうずっと続きます。

お知らせについては、やはり新しい事業でございますので、まだ階段といいますか、庁舎 内に窓口のご案内を示しているところです。

最後の、今後の23年度に向けての、ただいまご質問ありました政府の情報につきましては、まだ詳しいものは町にも県を通して流れてきておりません。こちらからも確認はしているところなんですが。ただ、3歳未満児に対する7,000円要求ということにつきましては、積算上は子ども家庭課としては積算しているということでございます。以上です。

○議長(我妻弘国君) よろしいですか。
ほかにありませんか。(「なし」の声あり)

○議長(我妻弘国君) 以上で歳入の質疑を終わります。

次に、歳出に入ります。

28ページの議会費から39ページの民生費に対する質疑を許します。質疑ありませんか。17番白内恵美子さん。

O17番(白内恵美子君) 先ほど26ページの児童福祉費補助金の78万7,000円が、そうしますと 38ページの子育て支援事業、児童館費の中の子育て支援事業の79万円に該当したということ でしょうか。もしこれであれば、次のページの備品購入費、ここで大型遊具等が出ているん

ですが、こういうことに充てているのはとてもいいことだと思うんですが、金額を見ると61 万3,000円で、そうすると、上に出ているいわゆる需用費、それにも該当したというふうに読 めるんですが、例えば光熱水費というのは当然当初予算で組んでおくべきもので、それが足 りないから補正するのであって、例えば今回のような特別の収入があった場合というのは、 やはりふだん買えないものとかに充てるべきじゃないかなと思うんですが、その辺の考え方 を伺います。

- ○議長(我妻弘国君) 答弁を求めます。子ども家庭課長。
- 〇子ども家庭課長(笠松洋二君) お答え申し上げます。

39ページをお開きいただきたいんですが、ただいまのご質問は、78万7,000円の歳入に対しまして、これで財源としているのが、ただいまご質問ありました備品購入費の中の子育で支援事業、大型遊具、あとベビーソファー、ワイヤレスアンプー式で、合計しますと65万2,000円になります。あと、もう一つは、子育で支援事業、上の需用費の中の消耗品費になっているんですけれども、この13万8,000円の内訳を申し上げますと、今回はすべて絵本を購入させていただいております。大型絵本5冊、あと児童用の絵本、そして紙芝居、これは活動される団体さんへの貸し出しというのが主な項目なものですから、そういうことで準備をさせていただいています。13万8,000円はそういうものでございます。合わせまして79万円というふうになる形でございます。

- 〇議長(我妻弘国君) 再質問、どうぞ。
- ○17番(白内恵美子君) ちなみに、場所はどこなんでしょうか。
- ○議長(我妻弘国君) 答弁を求めます。子ども家庭課長。
- ○子ども家庭課長(笠松洋二君) 場所と申しますのは、この備品等をまずは保管している場所というご質問でよろしいでしょうか。子育て支援センターの方で保管して、その団体に貸し出しをするという考えでございます。
- 〇議長(我妻弘国君) 再々質問、どうぞ。
- O17番(白内恵美子君) 大型遊具等を貸し出すために、子育て支援センターに備えておくということですね。

貸し出しする範囲というのはどこまでなんですか。

- 〇議長(我妻弘国君) 答弁を求めます。
- ○子ども家庭課長(笠松洋二君) この事業自体が子育ての活動をしている団体ということな ものですから、余り厳しくは考えてございません。ただ、やはり、町民の皆様にお使いいた

だくという点では、十分な管理と安全なご使用をいただけるところでご利用いただきたいな と考えております。

- ○議長(我妻弘国君) ほかにありませんか。11番大坂三男君。
- O11番(大坂三男君) 44ページです。
- O議長(我妻弘国君) 39ページまでです、すみません。ほかにありませんか。12番舟山 彰 君。
- ○12番(舟山 彰君) 29ページの真ん中からちょっと下の委託料440万円、紅葉の森形成事業委託料、先ほどの説明で指定寄附で舘山を対象にするとお聞きしましたけれども、例えば紅葉の森をつくって、それ以降の維持費というのは大体どのくらいかかると見ているんでしょうか。これまで舘山なんかは、紅葉対策ということで臨時採用の方に草刈りをしてもらうとかということがあったんでしょうけれども、今後、そういった毎年というか、1年を通じて観光客に来てもらうというふうに考えると、やはりそれなりのふだんの草刈りとか剪定とかが必要だと思いますけれども、どれくらいを見込んでいるんでしょうか。
- 〇議長(我妻弘国君) 答弁を求めます。都市建設課長。
- ○都市建設課長(大久保政一君) 船岡城址公園の年間の維持管理ということだと思います。 これまで樹木、それから下刈り等々入っていまして、最終的には1,000万円以上、年間維持管 理が必要だろうと、このように思っております。 (「1,000万以上って、ちょっと余り……」 の声あり) 額がちょっと、すみません。1,000万円以上、1,200~1,300万円ぐらいはかかるん だろうと、このように思っております。大変失礼しました。
- 〇議長(我妻弘国君) 再質問、どうぞ。
- ○12番(舟山 彰君) 今、舘山の、我々昔、テニスコートと言った、登り口の左側下に小さい、運動場とも言えませんけれども、あの周辺は木を切っていますよね。あれは何事業というか。この紅葉の森形成事業というのは、今予算が通れば実行するわけですから、あれはもう既に、この前、11月7日に千人植栽とかやったあれかもわかりませんけれども、あそこは何の事業の名目でやっているんでしょうか。
- ○議長(我妻弘国君) 答弁を求めます。都市建設課長。
- ○都市建設課長(大久保政一君) 物産交流館の前だと思うんですけれども…… (「舘山の登り口のすぐ下の」の声あり) あれにつきましては、ふれあいの森環境整備事業ということで実施をしております。
- ○議長(我妻弘国君) よろしいですか。再々質問、どうぞ。

- ○12番(舟山 彰君) 先ほど1,300万円ぐらいとお聞きしましたけれども、これまで、例えば 去年までと比べると、どれぐらい増額ということを見込んでいるんでしょうか。
- ○議長(我妻弘国君) 答弁を求めます。都市建設課長。
- ○都市建設課長(大久保政一君) 通常ですと600万円から700万円、それから、ふれあいの森で整備をかけました。それから、今回、緊急雇用ですか、関係で行いましたので、最終的には1,200~1,300万円かかるだろうと。現時点では600万円という感じでございます。
- ○議長(我妻弘国君) ほかにありませんか。(「なし」の声あり)
 次に、40ページの衛生費から55ページの予備費に対する質疑を許します。質疑ありませんか。11番大坂三男君。
- O11番(大坂三男君) 改めまして、44ページ、家屋補償事業、これのご説明をお願いしたい と思います。

47ページ、教育管理費、幼稚園就園奨励費補助200万円、これは何人分ぐらいが今回、補助の対象で、どういうことでこの金額になっているのかご説明お願いします。

それから、54ページ、下の方ですが、工事請負費で阿武隈川の運動場の仮設トイレ設置工事ということで、前、土手の外側というかバイパス側にあったものが運動場の方に今は移ったようなんですが、その辺、どうなったかといいますか。ちょっとすみません、よく見ていなくて申しわけないんですが、運動場側、グラウンド側に何基設置されて、前、土手の堤防のバイパス側にあったものはどうなったのかお伺いしたいなと思います。

そして、金額的にマイナスがついているんですが、これはどういうことでこういう金額な のかお伺いします。

それから、もう一つ、ちょっと戻りますけれども、教育費の学校教育費、小学校費、中学校費もそうなんですけれども、例えば49ページでもいいんですけれども、学校関係の図書費というのがそれぞれ2万円とか3万円とかという規模で補正が入っていますけれども、今、学校図書、私のテリトリーというよりも白内さんのテリトリーなんですけれども、少ないと。本が足りないということで毎回、指摘されておるようなんですが、今回少しついたかなという感じなんですけれども、さっき町長、本代に使ったらというような話もちらっとさっき言ったような気がするんですが、学校の図書費をもうちょっとふやす、あの補助金を使ってする気はないかどうか。それから、私、いつも言う、図書館の本棚が一部がらがらになっているので、あそこに図書をふやすようにこのお金を使ったらいいんじゃないかなというふうにご提案したいんですが、いかがでしょうか。

- ○議長(我妻弘国君) 44ページ、答弁を求めます。都市建設課長。
- ○都市建設課長(大久保政一君) それでは、家屋補償関係であります。今回、489万円の増額をお願いしているわけでありますが、船迫2丁目の方です。夫婦で住んでいまして、娘さんのところに郊外移転をして、すべて土地建物を処分をして娘さんと暮らしたいということで、当初予算で土地代、93.8坪あります。それから、建物として93.53平米ということで、大体28坪の建物で1,646万円ほど予算計上しておりました。今回、すべて更地にして郊外移転をするということでございましたので、庭木、それからブロック、それから基礎等の撤去、それから動産移転等を含めまして、今回、489万円の増額をお願いしているという内容でございます。
- 〇議長(我妻弘国君) 次は、教育総務課長。
- ○教育総務課長(小池洋一君) 47ページの幼稚園就園費補助でございます。これについては、補助単価が上がったということで、当初、第1子であれば15万5,000円で見ていたものを、22万円ということで6万5,000円ほど単価が上がっています。それから、第2子では3万5,000円ぐらいアップしたための増額になります。人数は、当初とほぼ同じ人数でございます。

それから、49ページ関係の図書費でございます。まず、49ページの図書費、入っているわけなんですけれども、各小中学校に入っている内容なんですけれども、これについては、先ほどご質問ありました27ページに指定寄附が30万円ございました。これを各学校の児童生徒の数で配分しております。以上です。

- ○議長(我妻弘国君) 図書が少ないということで、今度、生涯学習課、答弁お願いします。
- ○生涯学習課長(丹野信夫君) 柴田町図書館の蔵書の関係でございますけれども、確かに少なくなっております。というのは、貸し出しの関係もございますので、そういったことで少なく見えた部分もございます。ということで、当初予算の中でお認めいただいた755万円ほどの予算がございます。その中で、時期を見ながら、新刊本の補充、あと寄贈本をいただいた中での活用という形でやっておりますけれども、内容的には利用者がいろいろ活用されているということで現在の状況になっております。ということで、その部分については、順次、整備していきたいという考えでございます。
- 〇議長(我妻弘国君) 生涯学習課長、野外トイレのことも。トイレ、阿武隈川。
- ○生涯学習課長(丹野信夫君) 阿武隈運動場の簡易トイレの関係でございますけれども、54 ページになります。ここで減額の14万9,000円ということになります。これは、仮設トイレと

船岡体育館の請差分の額になっておる数字でございます。

あと、トイレの内容でございますけれども、新たに堤内に、野球場側に、以前あった場所に2基ほど設置しまして、あと、平成20年の6月に山崎製パンの信号機の近くにセットしたわけですけれども、それはそれとして活用しております。そういうことで、要するに、簡易トイレは堤防を挟んで内と外ということで両方利用者の利便性を考えて使用してございます。以上でございます。

- ○議長(我妻弘国君) 町長、先ほどの大坂議員の本に充てる、別枠で考えるんですか。どう ぞ。
- ○町長(滝口 茂君) 先ほども申しましたので繰り返しになりますけれども、住民生活に光をそそぐ交付金、柴田町に881万6,000円が試算額として示されております。これについては、先ほど大坂議員もおっしゃいましたように、DVとか自殺防止とか、今まで光の当たらなかったところに使いなさいと、ソフトが中心だよと。そのとき、「知の拠点」というところがありましたので、この知の拠点については本もいいということだったので、図書館の本を買おうと。いろいろ学校図書につきましても白内議員に再三言われますので、もう言われたくないという気持ちもありますので、学校図書については、この「きめ細かな」をちょっと工夫して、例えば、ここだけの話と言っていいんだかわかりませんけれども、図書館で買って、そして学校に貸し出すというような方法もあるのではないかなというふうに思っております。

ですから、私の予測では、要するにこれからソフト事業を予算化して、1月、多分予算化すると思うんですね。そこからソフト事業というのはなかなか難しいんですね、それも繰り越しがハード事業のようにできませんので。ですから、私としては割り振られた分はなるべく本を買って、図書館に本を買って、あと工夫をすると。そのほかにもDV関係で内装工事ですね、そういうものに提案、そして500億円の余っているお金を引き出していきたいというふうに思っておりますので、先ほど申しましたように、881万6,000円にとどまらず、これを1,000万円でも1,600万円でも政策提案するのが、子ども家庭課とか福祉課とか生涯学習課とか、そういう知の拠点、国の要綱にあったものを政策提案していくということでございます。余り881万6,000円、期待はしないでいただきたいというふうなことは言っておかないといけないというふうに思っております。

- 〇議長(我妻弘国君) 再質問、どうぞ。
- O11番(大坂三男君) 一つ確認なんですけれども、さっきの阿武隈川内の河川敷内のトイ

レ、前、人から頼まれてお願いに行ったときには、河川の方の問題でちょっと難しいかもわからないということだったんですけれども、その辺は解決したのかどうか、それの確認なんです。

それから、今のソフト事業については、やはり経済対策あるいは地域活性化のためでもありますので、使途は、使い道はどういうことになるかは十分検討していただくとしても、なるべく早く決定して、早く地域活性化のために回してほしいなというふうに思います。

それと、もう一つついでに、さっき母子寮の話が出たんですが、前回の定例会でしたか、 たしか森さんが取り上げて、どういうことなんだろうなと私もちょっとわからなかったんで すけれども、いろいろ調べてみましたらいろいろちょっと問題があるという話を伺って、あ る意味……

- ○議長(我妻弘国君) 大坂議員、ちょっと何のことだかわからないです。
- ○11番(大坂三男君) 先ほどの活性化の交付金を母子寮の方に支出したいと、少しね、という話があったその関連なんですが、どういう問題があって、今回、その母子寮の部分、どういう改善をするつもりなのか。多分施設関係に対応すると思うんですが、施設の部分と、対応的な部分と、何が問題でどういう対応、解決策を考えているのかお願いします。
- 〇議長(我妻弘国君) 1点目、生涯学習課長。
- ○生涯学習課長(丹野信夫君) 阿武隈運動場の簡易トイレでございますけれども、これにつきましては、前回、移設に当たっていろいろ河川法が絡んできまして非常に難しい問題も実はありました。ということで、今年度、5月中旬でございますけれども、直接、事務所の方を訪ねながら、ちょうど国の方も人事異動がありまして前任の方、係長さんがかわりまして、非常にご理解いただく方でありまして、それで、柴田町の事情をお話ししながら、あわせて現地も見ていただきました。ということで、今年度、そういう形でそういう流れで進めさせていただいた経過があります。
- 〇議長(我妻弘国君) 2点目、町長。
- ○町長(滝口 茂君) 実は、母子施設なものですから、森議員からお話があったとおり、一時、DVのシェルター的な役割、瞬間的ですけれども、そういうものができないかと制度的に調べましたら、県の方でまだまだ柴田町にはそういう施設ということではなかったんですが、調べてみますと加美町とかは便宜的にやっているんですね。たまたま福祉事務所の方で来たらしいんですが、見せた部屋がちょっと、畳も昔のままだったというような話だったものですから、この際ですので、あくまでもこれは経済対策で、本来、DVとか自殺の方に市

町村の金が回っていないということで、あくまでも経済対策なものですからソフト事業を本来やらなければならないと。要するに啓発ですね。子供の虐待問題とかありまして、まだまだDVとかの現実の情報がありませんので、本来であればそっちの方に使ってもらいたいんですが、3月まで終わらせなければならないと、基本的にね。そうすると、今から難しいと。柴田町はやっている方なので、シンポジウムとかパネル討論会なんかをやっていますので、そうであれば、施設整備の方に使えるとなれば、経済対策もあるし、地元の大工さんにもしかすると発注ができるかわからないと。それで、880万円は本代に使って、上乗せ分はこちらの方に提案していくと。どこも、実は市町村でDVに積極的にというのは私はないと予測しているものですから、ほかに母子施設、持っていませんのでね。そういう兼ね合いもあって挑戦してみたいなと。ただ、つくかどうかはわからないということでございます。そこを言いたかったんですが。

- ○議長(我妻弘国君) よろしいですか。 ほかにありませんか。12番舟山 彰君。
- ○12番(舟山 彰君) 43ページの下の方の工事請負費102万7,000円、船岡城址公園内老朽観 光施設解体工事なんですけれども、今、物産交流館をつくっているところにあったものはも う一通り壊したと思いますので、そうすると、ほかのどの老朽観光施設なのかお聞きしたい と思います。あと残っているものというと、例えば三の丸入り口のトイレも結構古くなった から、例えばあそこをつくり直すとかなのかということでお聞きしたいと思います。

それから、46ページ、ここの住宅関係で、需用費として200万円、修繕料ですね。それから、一番下に補償補填及び賠償金ということで170万円、電力柱移転補償と。歳入の方の町債で、公営住宅事業債が230万円計上されていると思うんですけれども、結局、今回は、今ある住宅の修繕の方がこの200万円とかその材料 9 万9,000円ですか、で、新しい住宅建てかえという意味では、この170万円の電力柱移転補償。これ、電力柱移転補償というのはどういうものなんですか。電力会社に払うということなんでしょうか。ちょっとそこを確認したいと思います。

次に、54ページの下から2番目の委託料、町民体育館ボイラー保守点検委託料、マイナス7万4,000円、これ町民体育館ということは船岡小学校のところにあるということでよろしいんですよね。あそこ、使っていないということは今どういう管理になっているんでしょうか、そこをお聞きしたいと思います。

その次に、すぐ下の工事請負費、マイナス14万9,000円、ここが学校体育施設・野外運動

場ということで、先ほどちょっと阿武隈川のトイレのことでご質問ありましたけれども、下の船岡体育館駐車場造成・舗装・ライン設置工事、これ金額は幾らなんでしょうか。上の阿武隈川のトイレと船岡体育館、この三つ合わせてマイナス14万9,000円なんでしょうか。この船岡体育館の部分がどうなのかちょっとわかりませんので、教えていただきたいと思います。

最後は、給食センターの工事請負費マイナス314万3,000円、これはボイラー及び煙突等改修工事、これをやらなかったんでしょうか、それとも安く済んだということなんでしょうか。以上です。

- 〇議長(我妻弘国君) 1点目、商工観光課長。
- ○商工観光課長(菅野敏明君) 43ページでございます。城址公園関係の老朽施設の解体というふうなことでお願いしてございました。一つは、三の丸の北にある茶屋、峠の茶屋という建物があるんですが、あれが非常に老朽化だということで、お客さんを迎えるときに今、使っておりませんので、それの解体が1棟入っています。1棟6坪というふうなことで、それから、三の丸周辺の、外に流し台なんかもあるんですけれども、傾いたりしているものがあるんですけれども、そういった箇所。それから、不用ベンチなんですけれども、ベンチとして非常に傾いているベンチとかございます。それらがございます。これらは、三の丸付近とかスロープカー周辺にございます。計6カ所というふうなことです。

それから、ただいま交流館建設をさせていただいているんですけれども、そのわきに、かまどというんですか、前、あそこ、ビニールハウスがあってわきに焼却炉的なものがあったんですけれども、それらの片づけ。環境の部分が若干入るんですけれども、そういったもの。それから、案内板といいますか、例えば予定しているところは、大手門前の右側の大きな看板とか、非常に下が腐ってきているというふうなこととか、その分の看板。それから、スロープカーの中間といいますか、ちょうど看板がいっぱい立っているんですけれども、それらの老朽化したものを整理するというふうなことで、102万7,000円ほどお願いしているというふうな内容になります。

- 〇議長(我妻弘国君) 次は、46ページ、修繕料、電力柱補償。都市建設課長。
- ○都市建設課長(大久保政一君) 46ページの住宅管理の修繕料200万円でありますが、これに つきましては通常の修繕料でありまして、漏水、それから排水、それから建具、それから屋 根等の修繕を見込んでおります。

それから、22の補償補填ですけれども、170万円であります。これにつきましては、今回、

建設を予定しております町営住宅の支障電柱の移転料ということで2本、これは電力柱でございますので、電力会社に支払う、東北電力に支払うという内容でございます。

- ○議長(我妻弘国君) 54ページ、生涯学習課長、答弁お願いします。
- ○生涯学習課長(丹野信夫君) 54ページ、工事請負関係でございます。減額14万9,000円の内容になるわけでございますけれども……。失礼しました。その前に、13の委託料、ボイラーの減額7万4,000円、内容でございますけれども、これについてはご案内のとおり、今年度、4月から耐震関係で使用を停止してございます。そういったことで、使用できない状況なので、ボイラー保守点検の委託料を全額減という形になります。管理等につきましては、そういった内容で使用してございませんので、現在はそのまま施錠した内容で管理している状態でございます。

次に、15の工事請負費関係でございますけれども、これにつきましては、阿武隈運動場トイレについては、予算的に116万円、体育館については342万円というふうな予算で執行してございます。ということで、その請差分になるわけでございます。よろしくお願いいたします。

- 〇議長(我妻弘国君) 次に、教育総務課。
- ○教育総務課長(小池洋一君) 55ページの給食センター費の工事請負費でございます。これにつきましては、ボイラー及び煙突等の改修工事ということで、予算が2,110万3,000円に対しまして工事費が1,795万9,200円ということで、314万3,000円につきましては請差分ということになります。
- ○議長(我妻弘国君) 再質問、ありますか。どうぞ。
- ○12番(舟山 彰君) 舘山の三の丸の入り口のトイレ、まだ古くなっていないという認識というか、直すということがないのかどうか。

あと、たしか前、公明党の議員さんが、病名忘れましたけれども、ちょっと特定の病気の 方のためのトイレを設置してはどうかというような、昔、半沢議員さんですか、あったよう に記憶しているんですけれども、あれについて私も質疑とか答弁がどうだったかちょっと記 憶があいまいで申しわけないんですけれども、あの点、どうなったかということですね。

それと、あそこに「警備本部」という看板があって、そんなに大きい建物ではありませんけれども、ありますよね。あれ、そういえば桜まつりのときとか、この前の菊花展のときなんていうのは使っているんでしょうか。これが1点目です。

それから、2点目、町営住宅の件なんですけれども、今回、歳入の町債のところに公営住

宅事業債ということで230万円計上しているわけですよね。さっき課長の答弁は、通常の修繕とか、あと電力会社についての補償ということなんですけれども、事業債をなぜ発行しなくちゃいけなかったんでしょうか。一般財源がどうしても足りないから、あえて町債である公営住宅事業債というのを発行したんでしょうか。

それから、いわゆる電柱、町の工事のために電柱が邪魔になるというとあれですけれども、そういう場合は電力会社に払うものなんですか。うちなんかもたまに、例えば、舟山さんの土地の部分に電柱つけたいんで、年間微々たる金額ですけれども、もらえるという言い方あれですけれども、今回のような場合は町が補償料をはらわなくちゃいけないのかというのをちょっともう一度お聞きしたいと思います。

それから、最後に、町民体育館は今、耐震関係で使っていないということは、使っていないなりの言うなれば空き家としての管理、十分なんでしょうか。そこをお聞きしたいと思います。

- ○議長(我妻弘国君) トイレの方、答弁願います。
- ○商工観光課長(菅野敏明君) 議員おっしゃられているのは、大手門を入って大きなトイレ、新しいトイレがあるんですけれども、その下のトイレのことですか。(「柴田町と観光協会と大手門、あれは大手門と言うんですか。右側」の声あり)大手門のところにあるトイレは、当然、桜まつり、菊花展会場では多く利用させていただいてございます。あれは水洗化になってございますので、そのまま使用させていただきたいというふうに思います。

ただ、古い周辺に小さなトイレ、2カ所ぐらいあったんですけれども、それはもう解体、 取り壊しは終えています。

それから、もう一点なんですけれども、新しい交流館についてのトイレというふうな理解でよろしいんでしょうか。(「違う違う。ストマの方。半沢さんが昔提案したもの、あれはどうなっているかと」の声あり)その件についてはちょっと、申しわけありませんけれども、ちょっと認識があれなんですけれども。ただ、新しい交流館の中には、オストメイト方式というトイレは装備されます。

- 〇議長(我妻弘国君) 次、町営住宅、答弁願います。
- ○都市建設課長(大久保政一君) 46ページの住宅建設費の起債関係でありますが、20ページ の方にちょっと戻っていただければと思います。ここで、今回、地方債の補正ということで 変更をお願いしております。起債の目的ということで、公営住宅整備事業債、当初4,340万円 ということで、今回4,570万円に変更しております。増額が、議員ご指摘の230万円というこ

とになります。これにつきましては、通常の事業費から補助分、国庫補助分を引きまして、 当初は85%を計上しておりました。今回、100%を計上できるということになりましたので、 今回4,570万円を計上させてもらって、230万円の増額という形になります。

46ページに戻っていただきたいんですけれども、そこで地方債230万円が入っています。それから、国庫支出金、先ほど歳入の方で1,400万円ほどふえたということになりまして、その差し引きで、一般財源の1,470万4,000円が減額になっているという財源の内訳でございます。

それから、支障電柱ですけれども、通常、道路なんかは官地から官地に行くとまさしく無料なんです。公営住宅は当然道路法上の適用になりませんので、民地から民地でも100%支障になれば出すという考えです。ですから、議員さんの家の、私の家にも角に実は立っているんですけれども、年間何百円ぐらいしか実は、はい。それも、いや、やっぱり電力で借りているから、そういう温かい気持ちで無料で移してくれているんじゃないかなと、こう思います。以上でございます。

- ○議長(我妻弘国君) 町民体育館の管理、生涯学習課長。
- ○生涯学習課長(丹野信夫君) 54ページの委託の関係の町民体育館の管理でございます。管理につきましては、すぐ目の前にスポーツ振興室があります。ということで、やはり施設の管理責任等もありますので、常時、巡回等を行いながら施設の管理を行っておるところでございます。
- 〇議長(我妻弘国君) 再々質問、どうぞ。
- ○12番(舟山 彰君) 最後に、54ページの阿武隈川のトイレの船岡体育館、この両方で14万9,000円ということで、単純に半々ぐらいの、7万円ぐらいずつだけ減ったというぐらいの感じでよろしいんでしょうか。マイナス14万9,000円というのは。
- 〇議長(我妻弘国君) 生涯学習課長。
- ○生涯学習課長(丹野信夫君) 54ページ、工事請負費の減額の中身でございます。これにつきましては、どちらかというと阿武隈運動場の仮設トイレの方が若干安く上がっております。そういった比率でここの数字があらわれている内容でございます。
- O12番(舟山 彰君) つまり、例えば船岡体育館のこの三つの工事が、当初予算が幾らで現時点で幾らで済んだから、今回の補正予算で極端にいうとマイナス、5万か6万かわかりませんけれども、という説明がちょっと欲しいんですよね。
- **〇**議長(我妻弘国君) 課長、そういうデータないですか。なければ後で。

それでは、ほかにありませんか。9番水戸義裕君。

○9番(水戸義裕君) 42ページの目10農業水利費の修繕料、これはどこの修繕料なのかということと、それから、43ページの観光整備費の中で、今までの観光協会という看板から、今度物産協会というふうにある看板を変えなければならなくなりますよね。そういう費用というのは今回、これに入っているのか。入っていなくても、大体ぐれくらいかかる見込みなのかということをお聞きしたいと。

それから、47ページの消防総務費の小型動力ポンプ、これは消防団の積載ポンプだと思う んですけれども、今どうかわからないんですけれども、セルで動くものと引くものがあっ て、こんな引っ張るものは古いべという、高齢化してきているのでという、消防団もね。そ んな話を聞いていますが、例えばどこの班のポンプ車のものかといったところまではいかな くてもいいんですけれども、その辺お聞かせください。

それと、同じ47ページの東船岡小学校のシャワー設備設置工事という、この内容について お聞きしたいと思います。

- 〇議長(我妻弘国君) 1点目、農政課長。
- ○農政課長併農業委員会事務局長(加藤嘉昭君) 42ページの農業水利費、修繕料120万円につきましては、富沢地区の東山下ため池の、大分砂なり泥がたまっているということで浅くなっておりますので、そのしゅんせつ作業を行うための費用でございます。
- 〇議長(我妻弘国君) 次は、商工観光課長。
- ○商工観光課長(菅野敏明君) 今回、船岡城址公園の観光案内板の塗装の関係もお願いして おります。そういった中で、大手門の向かって左側の門が、「柴田町観光協会」というふう な名前でした。当然、書きかえというふうなことで予定させていただいております。
- ○議長(我妻弘国君) それで、ネームがえ、全体的にネームがかわるので、どのくらいの費用を見ているのかということまでの質問です。
- ○商工観光課長(菅野敏明君) 案内板等の塗りかえ等々、塗装工事なんですけれども、その 1カ所ばかりではなくて、総体でいきますと137万4,000円の部分で、総体的に古いものは書 きかえていくというふうなこと、あと、塗装、塗っていくというふうな考え方でお願いして おりました。
- 〇議長(我妻弘国君) 次、危機管理監。
- ○危機管理監(佐藤富男君) 議員ご質問あったとおり、小型動力ポンプについては現在まだ 手動式のものがありまして、手動式が8台ございます。そのうちの今回、補正をお願いする

ものは1台ということで、手動式からセル式にしていくものでございます。以上でございます。

- ○議長(我妻弘国君) 次、教育総務課。シャワーの件です。
- ○教育総務課長(小池洋一君) 東船岡小学校のシャワー設備関係ですが、4月に東船岡小学校に入学する子供さんで特殊な障害を持っている子供さんが入るということで、保健室に温水のシャワーを設置するものでございます。
- 〇議長(我妻弘国君) 再質問、どうぞ。
- ○9番(水戸義裕君) 質問というより、ポンプについては、例えば第9班とか、水上がったときにもしょっちゅうエンジンを使っているところと、本当に火事に遭ったときしか使わないところと、いわゆる稼働率の差で古くなっていくから新しいものにという話も聞いたことがあるので、今後、その辺も念頭においてほしいなと。これは要望ということで。
- O議長(我妻弘国君) よろしいですか。 17番白内恵美子さん。
- O17番(白内恵美子君) 43ページの商工振興費の13委託料、320万円の減額になった理由をお願いします。

それから、47ページの教育費の中の報償費3万6,000円で、冬季受験力アップ学習会について、何日間、どこで行うのかお聞きします。

それから、言われたくないという図書費ですが、やっぱり言いたいですね。今回、寄附が30万円あったときに、それは指定寄附で教育費として使ってくださいということで、どのような使い方をするかは町に任されているわけですよね。さっきそれを確認したかったんです。例えば、今回も、前にも私は質問したことがあるんですが、各学校にばらまいていますが、このやり方ではなくて、その年に廃棄に力を入れたところに回すとかということをやっていくと、各学校、もう少し廃棄に力を入れるんじゃないかなと思うんですね。なかなか廃棄できない理由の一つが、一気に廃棄してしまうと本がなくなるというのを恐れるというのも一つにはあるんです。人手が足りないのと、もう一つは、そういうことがあって、実際に船追小学校、今、軽く2,000冊を超える廃棄をして、まだまだ廃棄する本があるんですが、本当に書棚ががらがらになってくるんですね。だから、そういうふうに頑張ったところに、こういうふうに寄附をいただいたときに一括してつけるとか、そういう考え方も必要なのではないでしょうか。ちょっとその考えを伺います。

それからもう一つ、先ほど図書館の方に、住民生活に光をそそぐ交付金でできるだけ図書

費に充てたいという話だったんですが、一つ提案しておきたいんです。保育所や児童館の絵本がかなりひどいというのを前も私は指摘していたんですが、なかなか予算化できないでいるので、例えば図書館で100万なら100万円分絵本を買って、それを各保育所や児童館に回していくという、あくまでも図書館の本で、最終的には図書館に返すんですが、それを何カ月かで回すということをすれば、子供たちが新しい本を手にできると思うんですね。どうぞこれは検討していただきたいと思います。

- ○議長(我妻弘国君) よろしいですか。それでは、1点目、商工観光課。
- ○商工観光課長(菅野敏明君) 43ページでございますけれども、委託料で商工振興費の委託 料でございますが、320万円ほど減額をお願いしています。これにつきましては、歳入の26ページをごらんいただければ、これはふるさと雇用再生特別基金事業というふうなことで、減額の311万6,000円ということでお願いしておりました。

実は、平成16年に企業・商店街等のデータベース化というふうなことで、商工観光課の方で町内企業等々のデータベース化の作業をさせていただきました。今現在、300程度でございますけれども、なかなか更新が、手間ひまといいますか、結構時間がかかりまして、これらをふるさと雇用を活用してというふうに考えてございました。本年に入りましてから、そういった企業関係の方々と話をしながらこの事業実施に向けてきたんですけれども、なかなかパソコンなり、それから場所の問題なりがございまして、今回はいろいろご検討いただいたんですけれども、今回は見送るというふうな形になりました。

今後、商工観光課の方としては、企業についてデータベース化というふうなことを今度進めていかなければいけないものですから、それらを企業回りしながら、工場等連絡協議会の方に協力をいただきながら、逐次、自前でネットの修正をしていくといいますか、データ修正をしていきたいというふうなことで、今回、相手方が、事情もございまして、減額をさせていただいたというふうな内容でございます。

- ○議長(我妻弘国君) 次、47ページ、教育総務課。
- ○教育総務課長(小池洋一君) 冬季受験力アップ学習会の件でございます。今年度は、1月 の5日から7日までの3日間、午後1時から3時までなんですけれども、船迫生涯学習セン ターで開催します。教科は英語と数学を勉強してもらうというふうな予定でおります。
- 〇議長(我妻弘国君) 次に、図書。
- ○教育総務課長(小池洋一君) 図書費なんですけれども、今回の指定寄附につきましては、 小中学校の図書費へというようなことで指定寄附をいただいたものでございます。そのため

に各学校に生徒児童数に応じた配分ということをしたわけですが、今後、そういう図書費だけの指定であれば、廃棄に頑張った、そういう学校にすべてを入れるということも考えていきたいと思います。

- ○議長(我妻弘国君) もう一つ。生涯学習課、絵本の図書を買った場合、回してやるような 考え方。
- ○生涯学習課長(丹野信夫君) 図書館の関係でございますけれども、やはり町の図書館については一般書、児童書ということで新刊本等を購入しているわけでございます。質問の中で絵本の話でございますけれども、もちろんその辺も購入しながら、やはり広く活用していただきたいという考えでありますので、議員おっしゃるように、それぞれの保育所とかというふうに回したいと思っております。
- ○議長(我妻弘国君) 再質問、よろしいですか。 ほかに。5番安部俊三君。
- ○5番(安部俊三君) 1点だけお聞きします。54ページです。保健体育の施設費の中で、需用費の修繕料346万7,000円がのっかっておりますけれども、先ほどの説明で恐らくナイターの照明灯の修繕ということで理解してよろしいのでしょうか。ただ、電光掲示板でちょっと不ぐあいが確認されたことを見ているわけなんですが、それも含めてのことなんでしょうか。それ1点だけお伺いします。
- ○議長(我妻弘国君) 答弁を求めます。生涯学習課長。
- ○生涯学習課長(丹野信夫君) 54ページ、需用費の修繕でございますけれども、この内容につきましては、議員ご質問のとおり柴田球場の照明設備ということで、今年度、3塁側を整備しましたので、経過に基づいて今回はオフシーズンを活用しながら1塁側を直したいということです。あと、もう一つは球場の身障者用のトイレを修繕したところで、この2件の金額になっております。
- O議長(我妻弘国君) ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- 〇議長(我妻弘国君) これをもってすべての質疑を終結いたします。 ただし、質問漏れ、答弁漏れ、子ども家庭課長。
- 〇子ども家庭課長(笠松洋二君) 大変申しわけございませんでした。

それでは、24ページの歳入で、一時預かり事業交付金の補正後147万2,000円、補正いたしまして、補正後192万2,000円になるんですが、これが歳出の方の何%になっているのかとい

うご質問だったかと思います。これは、約26%というふうになってございます。

- 〇議長(我妻弘国君) 次は、生涯学習課長。
- ○生涯学習課長(丹野信夫君) 54ページでございます。大変失礼いたしました。申しわけございません。

阿武隈運動場の簡易トイレにつきましては、予算が111万6,000円ということで、工事費が109万2,000円ということで、6万9,000円の減ということになります。

あと、船岡体育館関係でございますけれども、大変言葉足らず、説明不足で申しわけございませんでした。

実はこの項目の中で、まず最初に船岡体育館の駐車場整備、前はゲートボール場だったんですけれども、それにつきましては予算的に342万3,000円という予算でございます。そして、実際が309万4,000円というふうな形で、ここでの請差は32万9,000円出ております。ということで、実は同じ項目で、ゲートボールを整備した関係で、その回り、実際に以前からくぼ地とか駐車場の中にあらわれておりまして、文言的には同じ内容なんですけれども、それの整備、駐車場とラインの設置工事も含めながら全体的に24万9,000円を見込んでおります。ということで、先ほどのトイレと船岡体育館、ゲートボールを改修した工事費のその請差分が14万9,000円という数字になります。よろしくお願いいたします。大変申しわけありませんでした。

- ○議長(我妻弘国君) それでは、これより討論に入ります。討論ありませんか [「なし」と呼ぶ者あり]
- 〇議長(我妻弘国君) 討論なしと認めます。

これより議案第6号、平成22年度柴田町一般会計補正予算の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(我妻弘国君) 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。 ただいまより休憩いたします。再開は14時55分です。

午後2時37分 休 憩

午後2時52分 再 開

〇議長(我妻弘国君) 再開いたします。

日程第8 議案第7号 平成22年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算

〇議長(我妻弘国君) 日程第8、議案第7号平成22年度柴田町国民健康保険事業特別会計補 正予算を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

「町長 登壇〕

○町長(滝口 茂君) ただいま議題となりました議案第7号平成22年度柴田町国民健康保険 事業特別会計補正予算についての提案理由を申し上げます。

今回の補正の主なものは、保険給付費等の増によるものでございます。

歳入につきましては、繰入金及び共同事業交付金の増額等であります。

歳出につきましては、保険給付費等に同額の補正を計上しています。

歳入歳出とも8,212万円を増額補正し、補正後の予算総額は、歳入歳出それぞれ38億3,404 万円とするものでございます。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますよう お願いいたします。

- ○議長(我妻弘国君) 補足説明を求めます。健康推進課長。
- 〇健康推進課長(大宮正博君) それでは、議案書の61ページをお開き願います。

平成22年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算の詳細についてご説明をいたします。

今回の補正は、町長がただいま提案理由で申し上げましたが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ8,212万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ38億3,404万円とするものでございます。

64ページをお開き願います。

債務負担行為補正の追加でございます。高額療養費システム保守委託料など追加4件でございます。これら4件は、平成23年度当初から執行予定の事務事業について、平成22年度中の契約手続を行うための債務負担行為となります。

それでは、66ページをお開きください。

歳入について説明をいたします。

款3国庫支出金項1目2高額医療費共同事業負担金、これはレセプト80万円を超す高額分、242万9,000円の増でございます。国保連合会への拠出金の4分の1が国から交付される

ということで、交付決定見込みによるものでございます。

款3項2国庫補助金、財政調整交付金456万4,000円の増、これにつきましては、平成23年度からの稼働予定のいわゆる国保連合会のレセプト電子化システム改修費、これが各保険者の負担金、これに対して国からの補助金があったということで、補助率は10割、10分の10、全額補助されるものでございます。歳出の方で、全額を国保連へ支出という形で提案申し上げます。

次、款 6 県支出金項 1 目 1 高額医療費共同事業負担金、これはレセプト、これも80万超分ですが、242 万9,000円の増、これは県の負担金でございます。拠出金 4 分の 1 が交付となります。決定見込みによるものでございます。

次、款 6 項 2 目 2 乳幼児医療費補助金74万9,000円の増、これは県からの補助金でございます。乳幼児医療費助成事業運営強化補助金分ということで、確定見込みによるものでございます。

次のページをお願いします。

款7共同事業交付金、項1目1共同事業交付金485万7,000円の増、それから、目2保険財政共同安定化事業交付金2,004万3,000円の増でございます。共同事業交付金については、レセプトの80万円を超えるもの。2の保険財政の方は、レセプト1件当たり30万円から80万円未満というふうなことでございます。これらにつきましては、それぞれ決定見込みによる増額補正となってございます。

款 9 繰入金項1目1一般会計繰入金1,931万1,000円の増、これは保険基盤安定繰入金として一般会計からの繰入金でございます。内訳ですが、保険税軽減分で1,589万5,000円、保険者支援分で341万6,000円の増分でございます。

次、款9繰入金項2目1財政調整基金繰入金2,773万8,000円の増でございます。今回の療養給付費の増額に伴って、財政調整基金より取り崩して今回、繰り入れでするものでございます。基金取り崩し後の残高は2億8,824万5,429円となります。

次のページをお願いします。

歳出でございます。款 1 総務費目 2 連合会負担金456万4,000円の増額補正でございます。 これにつきましては、先ほど歳入でご説明いたしました国の補助分でございます。歳入で入った分全額、このまま国保連合会へ負担という形になります。

款2保険給付費項1目1一般被保険者療養給付費3,140万7,000円の増額補正でございます。一般医療費につきましては、今年度の給付実績、それから今後の支出見込み等に関して

の決定見込みによる増額補正となってございます。

それから、項2高額療養費目1一般被保険者高額療養費1,046万3,000円の増、目2退職被保険者等高額療養費477万2,000円の増でございますが、これらにつきましては、一般・退職ともに今年度の給付実績での決定見込みによる増額補正となってございます。

次のページをお願いいたします。

款7共同事業拠出金項1目1高額医療費共同事業医療費拠出金、1件80万円超ですが、971万5,000円の増、それから、目2保険財政共同安定化事業拠出金、1件30万円から80万円まで、2,004万3,000円の増、いずれも決定見込みによる増額補正でございます。

それから、款11諸支出金項1目3償還金115万6,000円の増額補正でございます。これらにつきましては、前年度の国庫支出金等の返還金等でございます。二つございまして、特定健診分の負担金の精算と高齢者医療制度円滑補助金精算分でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長(我妻弘国君) **これより質疑に入ります。**歳入歳出一括といたします。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(我妻弘国君) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(我妻弘国君) 討論なしと認めます。

これより議案第7号、平成22年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

〇議長(我妻弘国君) 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第8号 平成22年度柴田町老人保健特別会計補正予算

○議長(我妻弘国君) 日程第9、議案第8号平成22年度柴田町老人保健特別会計補正予算を 議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

〇町長(滝口 茂君) ただいま議題となりました議案第8号平成22年度柴田町老人保健特別 会計補正予算についての提案理由を申し上げます。

今回の補正は、事務費補正によるものです。

歳入につきましては、一般会計繰入金を8,000円増額し、補正後の予算総額は79万7,000円 となりました。

歳出につきましては、保険者別医療費通知委託料に同額の補正を計上しています。

詳細につきましては担当課長から説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

- ○議長(我妻弘国君) 補足説明を求めます。健康推進課長。
- ○健康推進課長(大宮正博君) それでは、71ページをお開き願います。

平成22年度柴田町老人保健特別会計補正予算の詳細についてご説明いたします。

今回の補正は、ただいま町長が提案理由で申し上げましたが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ8,000円を追加し、予算の総額をそれぞれ79万7,000円とするものであります。

74ページをお開きください。

まず、歳入について説明いたします。

款4繰入金項1目1一般会計繰入金8,000円の増でございます。これは一般会計からの繰入 金となります。

次に、歳出になります。

款 1 総務費項 1 目 1 一般管理費 13委託料で8,000円、保険者別医療費通知委託料8,000円の増でございます。これにつきましては、医療機関からの医療給付費返還に伴って、医療費通知委託料に不足が生じてしまいました。そのため、今回、事務費補正をお願いするものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

O議長(我妻弘国君) **これより質疑に入ります。**歳入歳出一括といたします。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(我妻弘国君) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(我妻弘国君) 討論なしと認めます。

これより議案第8号、平成22年度柴田町老人保健特別会計補正予算の採決を行います。 お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(我妻弘国君) 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第9号 平成22年度柴田町公共下水道事業特別会計補正予算

○議長(我妻弘国君) 日程第10、議案第9号平成22年度柴田町公共下水道事業特別会計補正 予算を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

〇町長(滝口 茂君) ただいま議題となりました議案第9号平成22年度柴田町公共下水道事業特別会計補正予算についての提案理由を申し上げます。

今回の補正の主なものは、歳入につきましては、一般会計繰入金の減額補正と阿武隈川下 流流域下水道維持管理負担金の返還金発生に伴う諸収入の増額補正であります。

歳出につきましては、人事院勧告等による人件費の補正と汚水管理費の工事請負費を増額 補正するものであります。

また、新年度に継続して業務を行うための債務負担行為を追加する補正であります。

これにより、歳入歳出それぞれ75万1,000円を増額補正し、補正後の総額を15億4,630万4,000円とするものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

- 〇議長(我妻弘国君) 補足説明を求めます。上下水道課長。
- ○上下水道課長(加藤克之君) それでは、75ページをお願いいたします。

議案第9号平成22年度柴田町公共下水道事業特別会計補正予算の詳細について説明申し上 げます。

まず、第1条ですが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ75万1,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ15億4,630万4,000円とするものです。

第2条は債務負担行為の補正であります。

77ページをお開きください。

第2表債務負担行為補正であります。追加1件をお願いしております。下水道受益者負担

金電子計算処理業務委託料でありまして、期間は平成23年度の単年度となります。限度額は 59万5,000円で、新年度当初から業務を実施するため、年度内に契約締結を行うものです。

79ページをお願いいたします。

歳入であります。

款4項1目1他会計繰入金は、款6諸収入において流域下水道維持管理負担金返還金が発生したことにより、一般会計からの繰入金を268万4,000円減額補正するものです。

款 6 項 3 目 1 雑入の流域下水道維持管理負担金返還金は、流域下水道の平成21年度決算に おいて当初計画を超えて剰余金が発生したため、関連市町に返還を行うものであります。

80ページをお開きください。

歳出であります。

款1項1目1一般管理費15万6,000円の増額補正でありますが、人事院勧告と人事異動に伴う人件費補正並びに時間外勤務手当17万1,000円の増額補正であります。

目 2 汚水管理費は、公共汚水桝の設置申請が当初予定より 2 カ所増加しているため、工事請負費80万円を増額補正するものです。

款2項1目1公共下水道建設費でありますが、人事院勧告と人事異動による人件費補正並びに時間外勤務手当15万円の増額補正です。合わせて20万5,000円の減額補正となります。

款4項1目1公債費元金については、財源の組み替えです。

以上であります。よろしくお願いいたします。

O議長(我妻弘国君) **これより質疑に入ります。**歳入歳出一括といたします。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(我妻弘国君) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(我妻弘国君) 討論なしと認めます。

これより議案第9号、平成22年度柴田町公共下水道事業特別会計補正予算の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

〇議長(我妻弘国君) 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第10号 平成22年度柴田町介護保険特別会計補正予算

○議長(我妻弘国君) 日程第11、議案第10号平成22年度柴田町介護保険特別会計補正予算を 議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

「町長 登壇〕

〇町長(滝口 茂君) ただいま議題となりました議案第10号平成22年度柴田町介護保険特別 会計補正予算についての提案理由を申し上げます。

今回の補正は、22年度上半期実績による補正が主な内容となっております。

歳入につきましては、22年度介護保険料の補正であります。

歳出につきましては、総務費内の予算の組み替えを行い、保険給付費は実績に基づく増額 補正であります。

これにより、歳入歳出それぞれ439万5,000円の増額補正となり、補正後の予算総額は20億997万9,000円となりました。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますよう お願いいたします。

- ○議長(我妻弘国君) 補足説明を求めます。福祉課長。
- 〇福祉課長(平間忠一君) それでは、議案第10号平成22年度柴田町介護保険特別会計補正予 算の詳細説明をさせていただきます。

それでは、85ページをごらんください。

歳入歳出それぞれ439万5,000円を追加し、総額をそれぞれ20億997万9,000円とするものです。

87ページをごらんください。

平成23年度の4月から執行予定の事務事業について、本年度中に契約手続を行うため、8 件の債務負担行為となります。

歳入について説明いたします。主要事項についてのみ説明とさせていただきます。

89ページをごらんください。

款1保険料439万6,000円は、第1号被保険者の特別徴収保険料の増加に伴う補正です。

歳出について説明いたします。

90ページをごらんください。

款1総務費項1総務管理費目1一般管理費、介護保険システムの更新に伴い差額が生じま したので、電算委託料として18万2,000円を増額するものです。

款 1 総務費項 3 介護認定費目 1 介護認定費節14使用料及び賃借料の24万3,000円は、リース料確定による減額です。

91ページをごらんください。

款 2 保険給付費項 1 介護サービス等諸費、これについては、要介護 1 から要介護 5 の認定者の住宅改修費給付費の増額により142万1,000円を補正するものです。

款 2 保険給付費項 4 高額介護サービス等費は、要介護認定者の高額介護サービス費の増加により297万5,000円を補正するものです。

以上です。よろしくお願いします。

○議長(我妻弘国君) **これより質疑に入ります。**歳入歳出一括とします。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(我妻弘国君) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(我妻弘国君) 討論なしと認めます。

これより議案第10号、平成22年度柴田町介護保険特別会計補正予算の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(我妻弘国君) 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第11号 平成22年度柴田町後期高齢者医療特別会計補正予算

〇議長(我妻弘国君) 日程第12、議案第11号平成22年度柴田町後期高齢者医療特別会計補正 予算を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長(滝口 茂君) ただいま議題となりました議案第11号平成22年度柴田町後期高齢者医療特別会計補正予算についての提案理由を申し上げます。

今回の補正の主なものは、後期高齢者医療保険料及び保険基盤安定負担金確定見込みによ

るものでございます。

歳入につきましては、被保険者の異動に伴う保険料額の増減及び保険基盤安定繰入金の確定見込みにより、2,792万6,000円の減額補正となり、補正後の予算総額は2億7,947万9,000円となりました。

歳出としましては、後期高齢者医療広域連合納付金等に同額の補正を計上しています。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますよう お願いいたします。

- ○議長(我妻弘国君) 補足説明を求めます。健康推進課長。
- ○健康推進課長(大宮正博君) それでは、93ページをお開き願います。

平成22年度柴田町後期高齢者医療特別会計補正予算の詳細についてご説明をいたします。

今回の補正は、ただいま町長が提案理由で申し上げましたが、歳入歳出予算の総額からそれぞれ2,792万6,000円を減額し、予算の総額をそれぞれ2億7,947万9,000円とするものでございます。

96ページをお開きください。

歳入について説明をいたします。

款1後期高齢者医療保険料の目1特別徴収保険料及び目2普通徴収保険料は、これまでの調定実績並びに今後の異動等に伴う増減見込みによるものでございます。6月の被保険者の所得の確定により7月に本算定を行いまして、その後の被保険者の新規加入とか死亡等による保険料調定の異動等の実績、それから、年度末までの異動見込みによりまして、特別徴収の方につきましては3,672万3,000円を減額、普通徴取については670万4,000円を増額するものでございます。

次、款3繰入金の目1事務費繰入金は、消耗品の不足でございます。

目 2 保険基盤安定繰入金は、広域連合への保険基盤安定負担金納付金の額の確定によるものでございます。これにつきましては、低所得者の方とか、以前、社会保険等の被扶養者であった方々の保険料軽減分、県が4分の3、町が4分の1、これを負担するものでございます。これは、一般会計から繰り入れて広域連合へ納付となります。

次のページになります。

歳出でございますが、款1総務費項1総務管理費目1一般管理費は7万5,000円の増、これは消耗品でございます。

それから、款2項1目1後期高齢者医療広域連合納付金2,800万1,000円の減でございま

す。これにつきましては、歳入で説明いたしました保険料及び一般会計からの繰入金、保険 基盤安定負担金の増減額分を同額補正し、広域連合へ納付するものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長(我妻弘国君) **これより質疑に入ります。**歳入歳出一括といたします。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(我妻弘国君) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(我妻弘国君) 討論なしと認めます。

これより議案第11号、平成22年度柴田町後期高齢者医療特別会計補正予算の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(我妻弘国君) 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第12号 平成22年度柴田町水道事業会計補正予算

〇議長(我妻弘国君) 日程第13、議案第12号平成22年度柴田町水道事業会計補正予算を議題 といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長(滝口 茂君) ただいま議題となりました議案第12号平成22年度柴田町水道事業会計 補正予算についての提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、人事院勧告に伴う人件費の補正予算と新年度から継続して業務を行う ための債務負担行為を補正するものでございます。

収益的収入支出及び資本的収入支出のいずれにおいても収入の補正はなく、支出のみ補正となります。

収益的支出は100万円を減額し、補正後の予算総額は12億2,330万2,000円となります。また、資本的支出は6万円を減額し、補正後の予算総額は3億3,864万5,000円となります。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますよう

お願いいたします。

- ○議長(我妻弘国君) 補足説明を求めます。上下水道課長。
- ○上下水道課長(加藤克之君) それでは、99ページをお願いいたします。

議案第12号平成22年度柴田町水道事業会計補正予算であります。

第2条は、予算で定めた業務の予定量を次のように改めるもので、主要な建設改良事業を 6万円減額補正し、1億8,913万7,000円に改めようとするものです。

第3条です。予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額でありますが、収入についての補正はありません。

支出でありますが、第1款水道事業費用の既決予定額を100万円減額補正し、補正後の額を12億2,330万2,000円に改めようとするものです。その内容ですが、第1項営業費用の既決予定額を100万円減額補正し、補正後の額を11億2,345万9,000円に改めようとするものです。

第4条でありますが、予算第4条本文中括弧書きの当年度分損益勘定留保資金6,983万 1,000円を6,977万1,000円に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のように補正するもので あります。

収入につきましては、補正がありません。

支出でありますが、第1款資本的支出の既決予定額を6万円減額補正し、補正後の額を3 億3,864万5,000円に改めようとするものです。その内訳ですが、第1項建設改良費の既決予 定額を6万円減額補正し、補正後の額を1億9,124万円に改めようとするものです。

第5条でありますが、予算第6条に定めた経費の金額、つまり議会の議決を得なければ流用することのできない経費の金額で、人事院勧告に基づき、職員給与費を106万円減額補正し、補正後の額を1億252万円に改めようとするものです。

100ページをお願いいたします。

第6条です。予算第7条の次に第8条を加えるものです。債務負担行為であります。いずれも平成23年度当初から事務執行を行うために、平成22年度中に契約手続を行うための債務負担行為であります。内容は、電算機器に係るものが11件、防災行政無線、コピー機、給水開始中止に係るものがそれぞれ各1件で計14件となります。

107ページをお開きください。

収益収入支出補正予定額実施計画明細書で説明申し上げます。

収入については、補正がありません。

支出であります。款1項1目1原水及び浄水費でありますが、人事院勧告に基づき人件費

並びに法定福利費を減額するもので、合わせて9万2,000円の減額補正となります。

同様に、目2配水及び給水費59万5,000円、目4総係費31万3,000円を減額補正するものです。

108ページをお願いいたします。

資本的収入支出補正予定額実施計画明細書です。

款1項1目2の水道工事費も、同様に6万円の減額補正となります。

以上であります。よろしくお願いいたします。

○議長(我妻弘国君) **これより質疑に入ります。**収入支出一括といたします。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(我妻弘国君) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(我妻弘国君) 討論なしと認めます。

これより議案第12号、平成22年度柴田町水道事業会計補正予算の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

「替成者起立〕

〇議長(我妻弘国君) 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14 意見書案第1号 TPP交渉への慎重な対応を求める意見書

○議長(我妻弘国君) 日程第14、意見書案第1号TPP交渉への慎重な対応を求める意見書を議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。11番大坂三男君の登壇を許します。

[11番大坂三男君 登壇]

〇11番(大坂三男君) 11番大坂三男です。

ただいま議題となっております意見書案第1号TPP交渉への慎重な対応を求める意見書について、議案の朗読をもって趣旨説明にかえさせていただきます。

TPP交渉への慎重な対応を求める意見書(案)

政府は、平成22年11月9日に「包括的経済連携に関する基本方針(EPA基本方針)」を 閣議決定し、米国、豪州など9カ国が行う環太平洋連携協定(TPP)交渉への参加を進め ようとしています。

TPPは、完全な貿易自由化を目指した協定であり、交渉を進めようとする政府の動きに対し、生産現場では、極めて大きな不安と動揺が生じています。

本来、EPAは、交渉相手国の相互発展と繁栄を本来的な目的とすべきであり、農業分野や含む各産業分野が完全に公平な利益を享受できる場合にのみ検討を行うべきであり、十分な準備のないまま、拙速にこの交渉に参加し、関税などの国境措置が撤廃された場合、国内の農業生産額や食料自給率及び農業・農村の多面的機能の維持・存続を根底から揺るがすことになります。

よって、国民の合意もないまま拙速にTPPに参加することのないよう強く要望します。 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年12月16日。

宮城県柴田町議会。

提出先。

内閣総理大臣殿。外務大臣殿。農林水産大臣殿。衆議院議長殿。参議院議長殿。

〇議長(我妻弘国君) **これより質疑に入ります。**質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(我妻弘国君) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(我妻弘国君) 討論なしと認めます。

意見書案第1号、TPP交渉への慎重な対応を求める意見書の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(我妻弘国君) 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。 なお、この件の提出先が内閣総理大臣、外務大臣、農林水産大臣、衆議院議長、参議院議 長に要望されておりますので、議長名をもって文書で提出いたします。

日程第15 請願第1号 TPP交渉参加阻止に関する請願

○議長(我妻弘国君) 日程第15、請願第1号TPP交渉参加阻止に関する請願を議題といた します。 本案について、その取り扱いを議会運営委員会において協議した結果、所管の委員会に付託すべきとの意見の一致を見ました。

お諮りいたします。請願第 1 号を産業建設常任委員会に付託の上、閉会中の継続審査にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(我妻弘国君) 異議なしと認めます。よって、本案は産業建設常任委員会に付託の 上、閉会中の継続審査とすることに決しました。

日程第16 陳情第1号 緊急的な米需給調整対策に関する陳情

陳情第2号 中小企業予算の拡充を図り、最低賃金の時間額1000円の早期実現を求める国に対する意見書採択を求める陳情

○議長(我妻弘国君) 日程第16、陳情に入ります。

今期定例会において本日までに受理した陳情は、お手元に配付の陳情文書表のとおりであります。

議会運営基準により、報告のみの取り扱いといたします。

なお、要望についてもお手元に配付いたしましたとおりであります。

日程第17 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件

〇議長(我妻弘国君) 日程第17、常任委員会の閉会中の所管事務調査の件についてお諮りします。総務、文教厚生、産業建設の各常任委員会委員長から今期定例会後の所管事務調査の活動願いが出ておりますので、5日以内において承認いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- ○議長(我妻弘国君) 異議なしと認めます。よって、調査活動は5日以内で承認することに 決しました。
 - これで本定例会の会議に付された事件は全部終了いたしました。
 - これで会議を閉じますが、閉会前に町長からあいさつの申し出がありますので、これを許します。町長。

〔町長 登壇〕

〇町長(滝口 茂君) 平成22年柴田町議会第4回定例会の閉会に当たりまして、一言御礼のご

あいさつをさせていただきます。

今定例会は、町道路線の変更並びに認定2件、条例の制定3件、各種会計補正予算など計12 件につきましてすべて原案のとおり可決いただき、ありがとうございました。

特に、長年の懸案事項でありました富沢16号線や松ケ越4号線に着手できるようになりましたこと、改めて感謝を申し上げます。

今議会では、現在の社会情勢にかかわる問題でありますTPPや子供の貧困問題などがありました。これらに対しましては、柴田町だけで対応できるものではなく、国の施策を待たなければなりませんが、町としては弱い立場の人の思いを受けとめ、対応してまいりたいと思っております。

また、今回は、これまでの議員及び議会からの提案、要望、陳情、請願について、その後の 対応についてご指摘をいただきました。柴田町もやっと財政危機を乗り越える状況になりまし たので、今後、優先順位をしんしゃくしながら適宜対応してまいりたいというふうに考えてお ります。

さらに、今回は花咲山構想についても数多くのご意見をいただきました。私は、地域経済の 活性化には欠かせない事業だというふうに考えておりますので、今後とも議会と十分協議しな がら取り組んでまいりたいというふうに思っております。

なお、昨日、東北地方整備局担当から、社会資本整備総合交付金に花咲山構想と新栄4、 5、6の公園が該当するかどうか、本省に事前に資料情報を上げたということでございますの で、今後は国の採択に向けて全力を注いでまいりたいというふうに考えております。

今後も残すところわずかとなりましたが、今年度の指導に改めて感謝を申し上げますとともに、皆様方がご健勝で新年を迎えられますようにご祈念を申し上げ、あいさつといたします。 大変ご苦労さまでございました。ありがとうございました。

O議長(我妻弘国君) 以上をもって平成22年柴田町議会第4回定例会を閉会いたします。 大変ご苦労さまでした。

午後3時35分 閉 会

上記会議の経過は、事務局長松崎 守が記載したものであるが、その内容に相違ないことを 証するためここに署名する。

平成22年12月16日

議長

署名議員

署名議員